

令和2年 第4回

仁木町議会定例会会議録

開 会 令和2年12月22日(火)

閉 会 令和2年12月22日(火)

仁 木 町 議 会

令和2年第4回仁木町議会定例会議事日程

◆日 時 令和2年12月22日（火曜日）午前9時30分 開会

◆場 所 仁木町役場 3階議場

◆議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議会運営委員会委員長報告
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 行政報告
- 日程第6 報告第1号 令和元年度各会計決算特別委員会審査報告書
- 日程第7 報告第2号 議会活性化特別委員会調査報告書（中間報告）
- 日程第8 一般質問 町長就任二期目の町政運営に係る評価・検証について（佐藤秀教議員）
本町の教育環境の未来像は（野崎明廣議員）
特定健診等の受診状況は（木村章生議員）
町として実施すべき観光誘致への支援は（磨 直之議員）
仁木町地域福祉計画の策定状況は（門脇吉春議員）
国民健康保険税の引き下げを（上村智恵子議員）
- 日程第9 議案第1号 報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議案第2号 令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第11 議案第3号 令和2年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第12 議案第4号 令和2年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第5号 令和2年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第6号 仁木町議会議員及び仁木町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第7号 仁木町多目的滞在施設設置条例の制定について
- 日程第16 議案第8号 仁木町手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第17 議案第9号 仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第18 議案第10号 仁木町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第19 議案第11号 仁木町観光農園等管理施設設置条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第20 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第21 意見案第11号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書
- 日程第22 意見案第12号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書
- 日程第23 委員会の閉会中の継続審査
- 日程第24 委員会の閉会中の所管事務調査

令和2年第4回仁木町議会定例会会議録

開 会 令和2年12月22日（火） 午前 9時30分
 閉 会 令和2年12月22日（火） 午後 5時08分

議 長 横 関 一 雄 副 議 長 宮 本 幹 夫

出席議員（9名）

1 番 磨 直 之 2 番 木 村 章 生 3 番 門 脇 吉 春
 4 番 佐 藤 秀 教 5 番 嶋 田 茂 6 番 野 崎 明 廣
 7 番 上 村 智 恵 子 8 番 宮 本 幹 夫 9 番 横 関 一 雄

欠席議員（0名）

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	佐 藤 聖一郎	産 業 課 参 事	嶋 井 康 夫
副 町 長	林 幸 治	建 設 課 長	可 児 卓 倫
教 育 長	岩 井 秋 男	教 育 次 長	奈 良 充 雄
総 務 課 長	岩 佐 弘 樹	学 校 給 食 共 同 調 理 場 所 長	泉 谷 享
財 政 課 長	鹿 内 力 三	農 業 委 員 会 会 長	鶴 田 壽 廣
企 画 課 長	新 見 信	農 業 委 員 会 事 務 局 長	渡 辺 和 之
住 民 課 長	和 田 秀 文	選 挙 管 理 委 員 会 会 長	芳 岡 廣
ほ け ん 課 長	渡 辺 吉 洋	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	(岩 佐 弘 樹)
ほ け ん 課 参 事	浜 野 公 子	代 表 監 査 委 員	原 田 修
産 業 課 長	菊 地 健 文	識 見 監 査 委 員	今 井 聡 裕

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 浜 野 崇
 総 務 議 事 係 長 佐 藤 祐 亮

開 会 午前 9時30分

○議長（横関一雄）おはようございます。

定刻となりましたので、これから会議を始めたいと思います。

只今の出席議員は、9名です。定足数に達していますので、只今から、令和2年第4回仁木町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（横関一雄）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、仁木町議会会議規則第123条の規定により、5番・嶋田議員及び6番・野崎議員を指名します。

日程第2 議会運営委員会委員長報告

○議長（横関一雄）日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。野崎委員長。

○議会運営委員長（野崎明廣）皆さんおはようございます。

議会運営委員会決定事項について報告いたします。

本定例会を開催するにあたり、去る12月8日火曜日に議会運営委員会を開催し、本日開会の定例会の会期日程等議会運営に関する事項について調査いたしました。

委員会決定事項。まずはじめに、付議事件について申し上げます。本定例会には、報告2件、議案11件、諮問1件、意見書2件の合計16件が付議されております。他に、仁木町議会会議規則第60条の規定に基づく一般質問の通告が、6人から6件提出されております。

次に、議事進行について申し上げます。日程第3までは、これまでと同様に進めます。日程第4の諸般の報告、日程第5の行政報告については新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに基づき、いずれも省略いたします。日程第6・決算特別委員会審査報告書については委員長報告の後、質疑を一括して行い付託議案ごとに討論・採決を行います。日程第7・議会活性化特別委員会調査報告書（中間報告）については、仁木町議会会議規則第46条第2項の規定に基づく中間報告を行うものでございます。日程第8・一般質問については、通告順に従って、佐藤議員1件、野崎議員1件、木村議員1件、磨議員1件、門脇議員1件、上村議員1件の順でございます。日程第9の条例改正については、即決審議をお願いいたします。日程第10から第13の補正予算については、いずれも即決審議をお願いいたします。日程第14から第15の条例制定については、いずれも即決審議をお願いいたします。日程第16から第19の条例改正については、いずれも即決審議をお願いいたします。日程第20の諮問については、提案説明の後、会議を休憩に移し、別室にて協議の上、即決審議をお願いいたします。日程第21から第22の意見書については、いずれも即決審議をお願いいたします。なお、提出者及び賛成者につきましては、お手元に配布のとおりでございます。日程第23・委員会の閉会中の継続審査、日程第24・委員会の閉会中の所管事務調査については、お手元に配布のとおり各委員長より申し出がございました。

続いて、会期について申し上げます。令和2年第4回仁木町議会定例会招集日は、本日12月22日火曜日、会期は、開会が12月22日火曜日、閉会が12月23日水曜日の2日間といたします。

続いて、その他の事項でございます。(1) 新型コロナウイルス感染症防止対策に係る議会運営についてでございます。一つ目に、仁木町議会新型コロナウイルス感染症防止対策ガイドラインについてでございます。町内での新型コロナウイルス感染発生から2週間が経過し、新たな感染が発生していないことから、感染拡大が抑制されていると判断し、新型コロナウイルス感染症防止対策ガイドラインを、フェーズ1からフェーズ3に引き下げます。二つ目に、本会議場における議会運営についてでございます。飛沫防止用アクリル板の設置に伴い、本会議場の演台及び発言席におけるマスクの取り外しを許可することといたしました。

最後に、(2) 当面する行事予定については、お手元に配布のとおりでございます。以上で議会運営委員会決定事項についての報告を終わります。

○議長（横関一雄）委員長の報告が終わりました。

委員長報告のとおり、議事を執り進めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

日程第3 会期の決定

○議長（横関一雄）日程第3『会期の決定』の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日12月22日から12月23日までの2日間にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日12月22日から12月23日までの2日間とすることに決定しました。

日程第4 諸般の報告

○議長（横関一雄）日程第4『諸般の報告』でございます。

議長諸般の報告については、議会運営委員会委員長報告のとおり、新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに基づき、本会議場での報告を省略いたします。

なお、お手元に報告書を配布しておりますので、後程ご高覧願います。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第5 行政報告

○議長（横関一雄）日程第5『行政報告』でございます。

佐藤町長並びに、岩井教育長から行政報告の申し出がありましたが、先ほどの議会運営委員会委員長報告のとおり、同じく本会議場での報告を省略いたします。

なお、お手元に報告書を配布しておりますので、後ほどご高覧願います。

これで、行政報告を終わります。

日程第6 報告第1号

令和元年度各会計決算特別委員会審査報告書

○議長（横関一雄）日程第6、報告第1号『令和元年度各会計決算特別委員会審査報告書』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。嶋田委員長。

○決算特別委員長（嶋田 茂）皆さんおはようございます。

令和元年度各会計決算特別委員会審査報告書について、ご説明申し上げます。

別冊議案書の1ページでございます。

報告第1号、令和元年度各会計決算特別委員会審査報告書。本特別委員会に付託された次の事件の審査結果を別紙のとおり報告する。令和2年12月22日、令和元年度各会計決算特別委員会 委員長 嶋田 茂。記といたしまして、令和2年9月24日付託。付託事件につきましては、令和2年第3回仁木町議会定例会で付託されました、議案第1号から議案第4号までの令和元年度一般会計、及び3特別会計の歳入歳出決算認定でございます。

2ページをお開き願います。10月28日付け、横関議長宛の委員会審査報告書でございます。審査の結果、令和元年度一般会計及び3特別会計はすべて認定すべきものと決定した旨、仁木町議会会議規則第76条の規定により報告いたしました。

3ページは、審査報告書でございます。要旨を説明いたします。付託事件は先に説明したとおり、令和元年度の一般会計及び国保、簡水、後期高齢者の3特別会計、合わせて4会計の決算認定で、これら4会計の歳入歳出決算認定に関する審査でございます。委員会の開催年月日は、令和2年9月24日、10月12日、13日、14日の4日間でございます。委員会出席者、委員会条例第18条の規定により出席を求めた者及び事務局出席者につきましては、記載のとおりでございます。審査の経過でございますが、令和2年第3回定例会において、議長を除く議員8名により構成する令和元年度各会計決算特別委員会が設置され、令和元年度一般会計をはじめ、特別会計3会計の決算認定についての審査付託により、その審査を行ったものでございます。審査に当たりましては、4ページに記載の決算審査の意義と考え方、決算審査の視点を全委員が共通認識のもと、町長から提出のありました各会計歳入歳出決算書、決算資料及び主要施策説明書、更には監査委員からの決算審査意見書等々をもとに、町長をはじめ副町長、教育長ほか、各関係課長らの出席を求め、実施したものでございます。一般会計の歳出では、街路灯LED化の効果、予約制バス運行前との比較、高齢者福祉施設集客増への取組、緊急通報サービスの利用状況、火葬場改修工事時の施設管理状況、ゴミ埋立処理場の使用可能年数、有害鳥獣による被害状況、山村開発センター資料室の利用状況、ワインツーリズム振興事業の検証結果、ふるさと納税の実施結果、学校教育基本方針の策定状況などについての質疑（確認）があり、歳入では、収入未済額に対する措置、実質単年度収支減額の要因などについての質疑（確認）がありましたが、討論はありませんでした。

特別会計では、国民健康保険事業特別会計で、昨年の課税誤りの経過と対応、財政調整基金の状況などについての質疑（確認）がありました。討論では、「この度の課税誤りについては、新聞にも掲載されるような大事件だったにも関わらず、町側の対応は謝罪だけで特に職員の処分が行われていない」また、「町民は役場のやっていることは間違いないと思っていたが、今回の事件によって不安を与えてしまう結果とな

った」と認定に反対する討論がありましたが、賛成討論はありませんでした。

簡易水道事業特別会計及び後期高齢者医療特別会計では、質疑及び討論はありませんでした。

次に、決定事項でございますが、記載のとおり、令和元年度の一般会計及び特別会計3会計につきましては、いずれも賛成多数により認定すべきものと決定いたしました。以上、仁木町議会会議規則第76条の規定により報告いたします。

○議長（横関一雄）委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

嶋田委員長、自席へお戻り下さい。

これより、討論・採決を行います。

付託議案第1号

令和元年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（横関一雄）それでは、付託議案第1号『令和元年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について』の討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、付託議案第1号『令和元年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について』を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、付託議案第1号『令和元年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について』は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

付託議案第2号

令和元年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（横関一雄）次に、付託議案第2号『令和元年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について』の討論を行います。討論はありませんか。

[場内、挙手する者あり]

○議長（横関一雄）付託議案第2号に対する委員長の報告は、認定とするものです。

したがって、はじめに、認定に反対者の発言を許します。1番・磨議員。

○1番（磨 直之）私は、今回の令和元年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、反対をさせていただきます。

主な反対理由といたしまして1000万円以上の課税誤りがあった点、また、新聞でも報道される大きな事

件だったことに対して、担当職員が退職されており、責任の所在が不明確になっている点、また、それに対して町側の処分も不明確な点、このことから町民の皆さまが不安を抱くことになった点ということから反対をさせていただきます。

○議長（横関一雄）次に、認定に賛成者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）他に、討論はありませんか。

〔場内、挙手する者あり〕

○議長（横関一雄）2番・木村議員。

○2番（木村章生）今回の事案は大変大きな問題でありまして、町民の皆さんにかなりの不安感を与えたと思います。

私もそうでしたが、役場のやることに関しては誤りがないというふうに思っていたのですが、今回のような事案が発生したことで、再発防止もいろいろ聞きましたが、今回の事案は後処理にも問題があり、今回は反対したいと思います。以上です。

○議長（横関一雄）他に、討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、付託議案第2号『令和元年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について』を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

付託議案第2号『令和元年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について』を認定することに賛成の方はご起立願います。

〔場内、起立多数〕

○議長（横関一雄）起立多数です。

したがって、付託議案第2号『令和元年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について』は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

付託議案第3号

令和元年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（横関一雄）続いて、付託議案第3号『令和元年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、付託議案第3号『令和元年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について』を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、付託議案第3号『令和元年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について』は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

付託議案第4号

令和元年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（横関一雄）続いて、付託議案第4号『令和元年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、付託議案第4号『令和元年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について』を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、付託議案第4号『令和元年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について』は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第7 報告第2号

議会活性化特別委員会調査報告書（中間報告）

○議長（横関一雄）日程第7、報告第2号『議会活性化特別委員会調査報告書（中間報告）』を議題とします。

議会活性化特別委員会から中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。本件について、申し出のとおり報告を受けることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご質疑なし」と認めます。

したがって、議会活性化特別委員会の中間報告を受けることに決定しました。

議会活性化特別委員会委員長の発言を許します。上村委員長。

○議会活性化特別委員長（上村智恵子）議会活性化特別委員会調査報告書（中間報告）について報告いたします。

別冊議案書の7ページです。報告第2号、議会活性化特別委員会調査報告書（中間報告）。

本特別委員会における調査事件について、中間報告をしたいので、仁木町議会会議規則（昭和62年仁木町議会告示第1号）第46条第2項の規定により、別紙のとおり提出する。令和2年12月22日提出、提出者 仁木町議会議会活性化特別委員会委員長 上村智恵子。

8ページをお開き願います。12月1日付で議長あてに報告書を提出しております。

9ページをお開き願います。議会活性化特別委員会調査報告書、第1回中間報告でございます。

次に、10ページをお開き願います。はじめに、本特別委員会は、平成23年第4回仁木町議会定例会において、議会本来の役割を検証・再構築し、議会の機能を高め、町民にわかりやすい議会へと改革するため設置された議会改革特別委員会の使命を継承し、議会の活性化に関する調査・研究を行うために、再度設置されたものでございます。令和元年8月13日に第1回委員会を開催して以来、今日までに14回の委員会を開催し、種々調査・研究を行ったところでありますが、その調査・研究について、1回目の中間報告をするものでございます。調査・研究事項につきましては、議会の活性化に関する事項についてでございます。次に特別委員会の概要。委員外として出席した者、議会事務局職員出席者につきましては、記載のとおりでございます。次に特別委員会の活動経過につきましては、10ページ下段から11ページ中段まで記載のとおりでございます。

次に、11ページをお開き願います。活性化事項の調査・研究結果でございます。はじめに、(1) 議会報告会の開催についてでございます。令和2年の議会報告会については、然別地区の新年会前に開催させていただき、然別地区の方24名に参加いただきました。令和3年の議会報告会については、複数会場での開催も視野に入れ、調査・研究を行っていく予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の流行状況を鑑み、現時点では人が集まることを避けるべきであるとの結論に達し、従来の形式での開催は断念し、オンラインによる実施について調査・研究を行いました。協議の結果、来年2月を目途にYouTubeにて議会報告会を開催するとの結論に達し、現在準備を進めている状況でございます。次に(2) 新型コロナウイルス感染症防止対策に係る議会運営についてでございます。新型コロナウイルス感染症の発生・流行により3密を避けるために議会の開催自体が危ぶまれる状況となりました。議会を開催するに当たり、感染症の流行状況に合わせた感染防止対策を図ることとし、ガイドラインを制定した上で、令和2年第1回臨時会から運用を開始いたしました。

次に、12ページをお開き願います。(3) 議員報酬についてでございます。議員報酬については、平成9年4月をピークに、今日までに2回の減額改定を経て、現在の額となっております。近年の議員のなり手不足や議会活動の活性化等の時代背景を考慮し、議員報酬の改定について調査・研究を行うとの結論に達しました。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、地方交付税等の減額が予想されることや、議会活動を広く町民に理解してもらうことが必要との意見等もあり、継続協議としています。続いて(4) 議会活動実績の議会広報掲載についてでございます。議会広報編集特別委員会から、議会活動への町民の理解を促進するために、議員の活動実績として、議会等における質疑の回数を掲載したいとの申し出が提案されました。本特別委員会では、目的の趣旨を理解した上で、全会一致で承認し、令和2年11月発行の議会広報第129号に掲載いたしました。最後に、今後についてでございます。現時点における本特別委員会の調査結果は、以上のとおりでございますが、継続協議とした事項の他、まだ協議に至ってない項目については、引き続き協議・検討を行い、議会活性化における諸課題について精力的に調査・研究を行ってまいります。以上、本特別委員会における調査結果について、仁木町議会会議規則第46条第2項の規定により報告いたします。以上でございます。

○議長（横関一雄）委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

上村委員長、自席へお戻りください。

本件については、仁木町議会会議規則第46条第2項の規定に基づき、議会に報告されたものです。

質疑が終わりましたので、これで、報告第2号『議会活性化特別委員会調査報告書（中間報告）』を終わります。

日程第8 一般質問

○議長（横関一雄）日程第8『一般質問』を行います。6名の方から6件の質問があります。

最初に『町長就任二期目の町政運営に係る評価・検証について』以上1件について佐藤議員の発言を許します。4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）それでは、先に通告してありました、町長就任二期目の町政運営に係る評価・検証について質問させていただきます。

本年度は、町長にとって就任二期目の集大成となる年でありましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、本町における経済・産業への影響が深刻な問題となり町独自の感染予防対策や経済支援など、様々な取組を実施してきたところであり、感染拡大の収束が未だ見通せない状況から今後も感染防止対策等の更なる取組を期待します。さて、町長は二期目の町政を担うにあたり所信表明の中で、以下の4点について公約しております。1点目、一期目に引き続き産業の振興を更に促進する。2点目、安らぎを感じながら安心して暮らすことができる環境をつくる。3点目、高規格道路建設に伴う魅力的なまちづくりを目指す。4点目、まちづくりを行う上で重要となる人材育成に積極的に取り組む。以上の4点を公約し、その上で政府が掲げる「まち・ひと・しごと創生」を基軸とした、本町独自の「まち・ひと・しごと」の確立を目指すことを表明しています。そこで、二期目4年間の町政運営に係る評価・検証について、町長に伺います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の、佐藤議員からの、二期目の町政運営に係る評価・検証についての質問にお答えいたします。

町民の皆さまを始め、多くの方々から温かいご信任を賜り、無投票により二期目の町政を担わせていただいていたから、令和3年5月12日をもって任期を終えることとなります。コロナ禍の厳しい状況にあることや、来年度からスタートする第6期の仁木町総合計画の策定作業も大詰めを迎えているところでありますが、皆さまのご理解とご支援の下、所信表明でお示しした「まち・ひと・しごと」の三つのトライアングルの確立を目指し、日々、全力で取り組んでいるところであります。

私は、二期目の船出に当たり、議員の仰せのとおり、4つの公約を所信の中で表明させていただきました。まず、「産業振興の更なる促進」についてであります。平成30年3月に完成したミニトマト集出荷貯蔵施設の稼働によって選果作業の軽減や品質の高位平準化が図られ、農業経営の向上や安定化に寄与しているところでありますが、今後、高齢化の進展などにより労働力の確保が難しくなっている中、ミニトマト産地として持続的に発展していく上で、より一層、重要な役割を果たしていくものと考えております。

また、ワイン産業の振興であります。令和元年7月のN I K I H i l l sワイナリーのグランドオープンを始め、ワイン事業者各位の取組がマスコミなどを通してリリースされ「ワインの町」としてのイ

メージが広く浸透されているところであります。このような状況の中、余市町と連携したワインツーリズムプロジェクトなどを通じて、全国各地からワイン事業者の参入が相次ぎ、この4年間において11の事業者が加わり、計画中のものを含め、現在、事業者数は20までに拡大したほか、ワインバスの運行、各種メディアを活用した情報の発信などの取組を通じ、ワイン産地として飛躍が図られたものと考えております。

水田農業につきましても、本町に即した生産調整や産地づくりを進めていくため、その実施主体となる「地域農業再生協議会」を町が中心となった組織に再編したほか、頭首工改修及び水路整備への支援や水田の区画拡大への補助の継続など、稲作経営の持続化に向けた取組を推進してまいりました。

また、新規就農者の育成・確保につきましては、生産者、生産組織、関係機関・団体との密接な連携の下、新たに「新規就農受入協議会」を設立し、就農希望者に寄り添った総合的な支援を行う体制を整備し、併せて、ハウス設置に対する高率補助など経営開始に対する支援を実施したことにより、新規就農者が全道的に減少している状況にあっても、本町においては、毎年コンスタントに確保されているところであります。その他、果樹施設の長寿命化への支援、災害復旧への支援、鳥獣被害対策の拡充、シャインマスカットのブランド化など、産業振興の更なる促進に向け多くの取組を実施してまいりました。

「安らぎを感じながら安心して暮らすことができる環境づくり」につきましては、福祉・介護従事者の処遇改善や福祉車両の更新など、持続可能な介護福祉サービスを提供できる体制の整備に努めてまいりました。特に「2025年問題」と言われている超高齢化社会を迎えようとしている中、高齢者の暮らしを地域でサポートするための拠点となっている「地域包括支援センター」の役割が重要となっていることから、課長職である所長のポストに初めて専門職（保健師）を配置するとともにケアマネジャーを増員するなど体制を強化したほか、地域ケア会議の充実、ワンストップ型の相談支援体制の構築、リハカフェの開催・拡充などにも取り組み、社会福祉協議会との密接な連携と役割分担の下、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を段階的に進めてまいりました。さらには、地域交通の脆弱化が進んでいる中、高齢者など交通弱者とされる方々への足を確保するため、予約制バス（ニキバス）の運行を開始し、ダイヤ、経路の見直しやキャッシュレス化の導入など、高齢者を含め、ご利用いただいている皆さまの声に耳を傾けながら利便性の向上に向け不断の取組を実施してまいりました。

「高規格道路建設に伴う魅力的なまちづくり」についてであります。平成30年12月の後志自動車道の開通によって、既に人や物の流れの変化が見られている中、（仮称）仁木インターチェンジの開業後は、大きく変化することを想定しております。このことから、この4年間においては、「農村公園フルーツパークにき」などの観光拠点の在り方を検討したほか、ワインツーリズムなど新たな観光資源の開発、「ラ・ラ・シャイン」を始めとする農産物のブランド化、企業と連携した仁木ブランドの発信、フルーツ&ワインマラニックの開催など、多くの実践を通じて、高規格道路建設に伴う魅力的なまちづくりに向けた基本的な方針を定めることができました。

「人材育成」についてであります。地域社会や産業を担う個性豊かで多様な人材の育成・確保を強化し、女性や若者が地域で活躍できる社会を構築することが極めて重要であるとの考え方の下、地域おこし協力隊の制度を活用し、全国から多様な人材を受け入れているほか、農業委員会への女性委員の任命、町の課長相当職への女性職員の登用、総合計画や総合戦略の策定に向けて設置したワークショップへの若者や女性の参画などの取組を実施してまいりました。さらには、高度化・複雑化している行政ニーズに的確かつ迅速に対応できる職員の育成・確保が急がれていることから、この4年間において、北海道との人事

交流の継続的な実施などに取り組んだほか、従前の公務員試験とは異なる方式での職員採用試験を導入するなど、新たな視点での職員の育成・確保に取り組んできたところでもあります。以上でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）それでは、再質問をさせていただきます。

只今、町長の方から公約4点について、それぞれご答弁をいただきました。

それで、1点目の農業振興について伺いますが、農業従事者の減少、あるいは高齢化が全国的に問題になっています。本町の農業従事者の高齢化率、これについてはどの程度の状況なのか。また、本町では高齢者に対して、先ほどの答弁のように労働力の確保など、様々な取組を講じてきておりますが、これまでの事業効果と、今後、第6期総合計画が来年から始まるわけでもありますけれども、その具体的な取組について、お伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の質問にお答えいたします。

まず、本町の農業従事者の高齢化率は平成27年の農林業センサスでは45%と半数近くに達し、今後、公表される令和2年の調査では、高齢化率の一層の上昇が予測されるところでございます。労働力確保につきましては、外国人技能実習生の円滑な受入れや法人化の推進に向け、側面的な支援に努めてきたほか、担い手の確保に向けては新規就農者の多様なニーズに迅速に対応するため、町が事務局を担う新規就農者入協議会を設立し、生産組織や構成機関・団体との緊密な連携の下、就農希望者に寄り添ったきめ細かな対応に努め、全道的に新規就農者数が伸び悩む中であって、本町においては多くの新規就農を受け入れることが出来ました。第6期総合計画ではこれまでの取組に加えて、農福連携やJAによる地域間連携をはじめ、全国のモデル事例を参考に、労働力の安定確保に向けた取組を強化することとしております。以上でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）ありがとうございます。

平成27年度現在で45%と半数近く高齢者の方が従事されているということで、この4年間、農業振興については町長もそれぞれ取組をされてきたわけでもありますけれども、今後とも農業を取り巻く情勢が非常に厳しく、また、高齢者率も上がるのではないかとこの予測の中で、大変厳しいことも予測されます。今後も仁木町の農業の推進・発展について、しっかり取り組んできてほしいと思いますし、第6期では様々な目標を掲げて邁進するという計画でございますので、ぜひご尽力を願いたいと思います。

次に、今後のまちづくりについて伺いますが、第6期総合計画では、景観条例の制定など景観整備の検討をされるようですが、本町の市街地周辺をはじめ、町全体的に果樹・果実、あるいはワインなどの観光の町としてのイメージが非常に薄く感じられます。これは以前からの課題でもあります。町内外に誇れる地域の特色を活かしたまちづくりが必要と考えております。このことについて町長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議員仰せのとおり、第6期仁木町総合計画（案）においては、基本方針の1つに景観の整備を盛り込んで今後10年間における本町の課題として景観に関する意識の醸成や景観の維持・保全を目的とした景観条例の制定、また町民のまちづくり活動への支援などを施策として検討することとして

おります。

議員仰ったとおり、これまでの課題として、仁木町は観光農園を主とする観光産業でありましたので非常に観光の町としてのイメージが薄いという部分は否めなかったと思います。これからは先ほど話しましたとおり、ワイナリー等のそういう要素が高まってきますので、来て楽しんでいただく、見て楽しんでいただく、そういう観光要素もこれから必要であるというふうに私自身は考えておりますので、そういった部分では様々な要素を取り入れた観光産業の構築に向けて、これから取り組んでまいりたいというふうに考えております。また、本町はさくらんぼやぶどうなどの果実をはじめ、大江・銀山地区のおいしい米や蕎麦、近年ではワイナリーやシャインマスカットといった食を資源とした観光産業の推進が図られたところでございますが、今後は食に加え、豊かな自然や良好な景観の形成を連動し、既存の資源を活かした新たな観光アクティビティの創出、町内で2か所インターチェンジ設置の予定がございますけれども、それを有効活用した、にぎわいの創出など通過型観光から滞在型観光の拠点として周遊型広域観光の充実を図るなど、本町の資源や特色を生かした特色あるまちづくりを今後進めてまいりたい、そのように強く考えているところでございます。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）只今町長の方から丁寧なご答弁をいただきました。

それで、やはり来訪者の皆さんは、車で来る方ばかりではないので、JRを利用する方もいらっしゃいますし、今後ワインなどのそういうお客さん、観光客の方もこれからは多くいらっしゃると思います。これは前から私もお話しさせていただいているとおり、駅を降りて、駅前周辺が本当に何か閑散として、寂れた感があるんです。これから第6期総合計画に向けて、それらについてもいろいろ検討されるんでしょうけれども、ぜひその辺も、きちんと整備した中で来訪者を迎える。そんな観光としてのまちづくりをしっかり取り組んでほしいと思います。

次に、人材の育成について伺いますが、人材育成については、まちづくりの基本であると私は考えております。ご答弁によりますと、この間、様々な取組をされているようですが、この間の取組の効果と、今後の具体的な取組について伺いたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）人材の育成はまちづくりを進めていく上で、極めて重要なものとして認識しており、先ほどお答えしたとおり、様々な取組を進めてまいりました。特に職員の世代交代が進む中であって、多様化・高度化する行政ニーズに対し、スピード感を持って的確に対応できる職員の育成が喫緊の課題となっていることから、管理職員がプレイングマネージャーとして若手職員の仕事を通じた指導を徹底しているほか、各職員が前例に捉われることなく役場の殻を破り、民間の発想やスピード感を理解できるよう、企業・大学・金融機関をはじめ多様な方々との交流の場を創出するなど、新たな手法による人材育成に取り組む一定の成果があったものというふうに私自身考えている次第でございます。しかし、まだ道半ばなものというふうに感じておりまして、全ての職員が、町民の皆さまの声に耳を傾け、町民の皆さまに寄り添った行政を推進してことができるように、これからも取組を評価してまいりたいというふうに考えている次第でございますし、これまで様々な包括連携協定を結んでまいりましたけれども、その1つの理由として、なるべく外部の方々と接することができるように、職員がそういった関係性を築けるよう、そういった意味合いも含めて、包括連携協定を結び様々なことに取り組んできた次第でございます。結果として、

そういう外部の方々との接点を持つことによって、職員も非常に従来とは違った意識や、又は対応の仕方、対処の仕方、適応力が深まってきているというふうに私自身も捉えているところでございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）私も人材育成、人づくりというのは、これは、永遠のテーマであって、一朝一夕にはいかないということは理解しております。これも第6期総合計画の基本目標の5番目の目標で、「地域づくりと交流の推進」ということがあって、この部分では、課題解決のための人材育成に係る支援については重要であると考えております。今後とも計画的にしっかり取り組んで、より良いまちにするためにぜひ、ご尽力をお願いしたいと思います。

それでは最後に質問させていただきますが、先ほど町長の方から、2期目4年間の町政について、ご答弁をいただきましたが、その実践につきましては、大変厳しい財政状況下において一定の評価ができるものと私は考えております。特に、国が進める地方創生推進事業において、町独自の地方版総合戦略を策定し、各種子育て支援や新規就農者支援、更にはミニトマト集出荷場の建設支援、先ほどもお話がありましたように、ワインツーリズムの推進、あるいは移住・定住の促進を目指す住宅建設費の補助など、縷々その効果は顕著にあらわれているものと考えております。また、今年度は新型コロナウイルス感染症対策においても、町独自の取組を行って、地場産業の推進、あるいは、特に多目的滞在施設の建設や光ファイバー及び無線環境整備を行う高度無線環境整備推進事業においては、今後、本町の産業振興上非常に期待できるものと考えております。また、本町の財政状況につきましても、徐々に回復の兆しが見えております。令和元年度現在の基金残高も約22億円ということになり、標準財政規模と同等程度の水準になったことにつきましても、高く評価できるものと考えております。そこで町長にお聞きしますが、先ほども町長のお話がありましたように、町長は来年5月12日をもって2期目の任期が満了となります。そこで、3選を目指して立候補されるお考えがあるのかどうか。町長の意思をお聞きしたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の質問にお答えします。

現在新たに策定しております、第6期総合計画によるまちづくりの推進をはじめ、これまで手がけてまいりました事業の構築の道筋を付けるためにも、私自身、使命・責務があるというふうに痛感しておりますので、3期目に向けて再度挑戦する決意でございます。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）来年度、任期満了に伴う町長選に3選を目指して立候補されるという、町長の意思を確認させていただきましたので、以上をもって質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（横関一雄）暫時休憩します。

休 憩 午前10時25分

再 開 午前10時45分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

日程第8『一般質問』を続けます。

一般質問、『本町の教育環境の未来像は』以上1件について、野崎議員の発言を許します。6番・野崎議

員。

○6番(野崎明廣) それでは先に通告いたしました、本町の教育環境の未来像はについて質問いたします。

新型コロナウイルス感染症の流行は普段の生活環境はもちろん、子どもたちを取り巻く環境にも大きな影響を及ぼしています。収束の見通しが立たない中で、児童や教員においては、パソコンの更新や、新たな取組であるプログラミング学習の推進、GIGAスクール対応によるタブレット端末の整備などが進められていますが、特に子どもたちは今までできていたことができなくなったことで、ストレスを抱えているのではないかと思います。

本町の児童・生徒数は減少が進んでおり、5年後の銀山地域の小学校児童数は20名、中学校生徒数は19名と予測されています。学校教育基本方針では、小中一貫教育の検討も進められ、教員のタブレット端末を活用した研修も進められていますが、今後さらなる対応が求められてくると考えます。また、児童・生徒数の減少により利用者が減った通学路の整備が後回しになることや、冬期間の街灯設置など、安全対策は十分なのでしょうか。

さらに、学校施設の長寿命化対策や大規模改修も検討されていますが、銀山地区の教職員住宅は老朽化が進んでおり、特に4棟のうち1棟は傷みが進み、空き家となっていることから対策が必要であると考えます。

そこで、次の3点について今後の取組をお伺いします。(1)小中一貫教育の取組における進捗状況は。(2)通学路の安全対策は万全か。(3)教員住宅の整備計画は。についてお伺いしたいと思います。

○議長(横関一雄) 岩井教育長。

○教育長(岩井秋男) 本町の教育環境の未来像はの質問にお答えいたします。

1点目の小中一貫教育の取組における進捗状況について申し上げます。

小中一貫教育については、平成27年度から教育委員会において義務教育の9年間をどのような教育課程が望ましいか調査研究を進めており、昨年度はこれからの学校のあり方を示す学校教育基本方針の策定に着手したところであります。学校教育基本方針の策定状況につきましては、昨年10月に仁木町学校整備促進審議会を設置し、本町教育の今後のあり方について町長から諮問を受けたところであります。12月に2回の意見交換会を実施しましたが、参加者から保護者の意見が重要との意見が多く出されましたので、2月にアンケート調査を実施した結果、小中一貫教育に対する理解が不足していると判明いたしました。このことから、2月から3月にかけて、参観日など保護者が集まる際に小中一貫教育の詳細を説明することとしておりましたが、2月中旬から新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、学校が休業となり、保護者に直接説明する機会がなくなってしまったため、2月から3回に分けて町広報紙により小中一貫教育とは何かなどを掲載しましたが、まだ、説明が不足していると感じているところであり、新型コロナウイルス感染症に一定の収まりが見えた段階で、再度保護者への説明を行うこととしております。この他、学校においては、昨年度から地区毎に小中学校が積極的に連携して授業を展開しており、今年度も中学校の英語教諭や理科教諭、ICT担当教諭が小学校を訪問して授業を行う乗り入れ授業や、小学校の教諭が中学校の授業を参観した後、意見交換を行う公開授業を実施しております。今後においても、教育課程の枠組みを検討しつつ学校間の連携を強化していきたいと考えております。

2点目の通学路の安全対策は万全かについて申し上げます。

通学路の安全対策については、仁木町総務課、建設課、北海道開発局小樽開発建設部小樽道路事務所、

北海道小樽建設管理部余市出張所、余市警察署、仁木町内の各小中学校及び仁木町教育委員会が構成員となる仁木町通学路安全推進会議を平成28年3月から設置しており、会議において決定された仁木町交通安全プログラムに基づき、各学校から通学路の危険箇所が抽出され、状況に応じて合同調査を実施し、安全対策が講じられているところであり、具体的な対策として銀山中学校付近の用水路に柵の設置や北海道信用金庫前の横断歩道に滑り止め用の砂を設置するなどをしております。今後においても、これまでと同様に通学路安全推進会議による調査等に基づき安全対策を講じていく考えです。

3点目の教職員住宅の整備計画について申し上げます。

教職員住宅については、現在、16戸を管理しており、そのうち仁木地区3戸と銀山地区1戸が空き家となっております。ほとんどの住宅が築20年を超えており、老朽化が著しく浄化槽も設置されていないため、民間アパートと比較しますと住環境が見劣りする状況が見受けられ、入居を希望する教職員が年々少なくなっている状況にあります。これらの状況を踏まえ、新たに住宅を整備することは難しい状況にあると判断し、既存の住宅については適切な修繕を行いながら、来年度策定する予定であります個別施設計画において、方向性を検討していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番（野崎明廣）それでは、一貫教育について順次、再質問をさせていただきます。

現在の状況としては、このコロナウイルス感染症対策により、思うような取組が進んでいない。保護者への説明不足とアンケートでは、一貫教育として理解不足があったとのことで、今後の状況を踏まえ、再度保護者への説明をするとのことですが、アンケートにおいても回収が非常に低い結果が出たと思います。今後の対策として、保護者だけではなく、保育所父母会にも十分な説明や聞き取りも大切だと考えますが、現段階の取組としてどのように進めるのかお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）奈良教育次長。

○教育次長（奈良充雄）2月に実施いたしました保護者向けのアンケートにつきましては、町内の中学生以下の保護者に向けて行ったアンケート調査でありまして、その中には就学前のお子さんを持つ保護者の方々にもアンケートを実施しているところでございます。全体的な回収率といたしましては50%と低い状況であったことから、小中一貫教育を導入することについての問いに、「どちらとも言えない」と、「まだわからない」というような方が半数以上を占めていたということ踏まえ、小中一貫教育に対する理解がやはり不足しているのではないかとこのように教育委員会としては判断していたところでございます。今後につきましては、先ほどの回答でもお話いたしました、地域住民の理解を求めるためにも小中学校の保護者への説明の他にですね、保育園の保護者も含めて説明をしていく必要があるかなというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番（野崎明廣）説明をいただきました。

回答の中には、どちらとも言えないというような状況が出ているということで、今後もまた保育所などの保護者においても聞き取りを進めていただきたいと思います。

また、小中学校の教職員による授業を参観され、意見交換、公開授業も何度も実施されたとのことですが、内容としても一貫教育を前提として取り組まれていると考えますが、意見交換により連携強化の成果、また課題としてはどのような実態だったのかお伺いをしたいと思います。

○議長（横関一雄）奈良教育次長。

○教育次長（奈良充雄）小学校と中学校の授業連携の成果につきましては、小学校に中学校の教師が乗り入れることについてはですね、児童がより専門的な知識を持った先生に教わるというふうな状況になるため、学習効果が高まるというふうなことが期待されているところでございます。あとは、中学校入学に向けて、中学校は教科担任制なものですから、教科担任制に慣れるということも想定されて、その辺で相乗効果が生まれるのかなというふうに考えているところでございます。また、小学校の先生が中学校の授業を参観するといったことにつきましては、小学校で教えた内容が中学校でそのまま生かされているのかどうかというふうなことを、小学校の先生が判断できる機会となりますので、もし、つまづいているお子さん等がいれば、小学校のうちからその辺のつまづきをなるべく少なくしていくということで、授業改善につながっていくかというふうなことがあることとですね、中学生の生徒も当然、小学校で習っていた先生方ですので、授業に来た際には安心感等もあるのかなというふうには考えているところでございます。あと、課題につきましてはですね、指導方法が小学校と中学校では当然違いまして、教科担任制と学級担任制ということで違いますので、先生の負担がやはり大きくなるかと思えます。具体的には中学校の先生が小学校の例えば1・2年生の児童を教えるというのはなかなか難しいというふうなことも想定されますので、今後その辺をどのようにしていくのかということが、大きな課題となるかなというふうには考えているところでございます。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番（野崎明廣）小学校の先生はいろいろ参観をして子どものケアに当たるという形、また、中学校の先生においては、いろんな授業の中で負担が大きくなるという内容ですけれども、この負担解消においては何か考えがあるのかどうか。また、どのような負担なのかお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）中学校の先生が乗り入れ授業をすることによる負担ということでございますけれども、今現在、例えば英語の先生が小学校の方に行って、英語の授業をやるといった場合に1時間英語の授業を行うにしても、その準備に数時間の時間を要しますし、あと本来は自分で中学校でしなければならない時間をどうしても割かなければならないということで、やはり時間の融通がきかなくなってくるという場面も出てきてございます。その解消に向けてでございますけれども、各学校でそれぞれ教務とか、生徒指導とか色々な役割がありますので、その部分での軽減というのが幾らか図られてくるのかなということで、その辺は各学校にお願いしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番（野崎明廣）今後も、さらに先生方ともいろんな意見交換をしながら、課題に向けてこれから取り組んでいかなければならないことだと思いますので、ぜひともその辺に対しての対応をお願いしたいと思います。

子どもたちによる学習内容としても、パソコンやタブレット端末が整備されることにより、最大の利点として何が得られてくるのか。また、仁木・銀山と子どもたちの連携授業が、今後、取り組んでいかれるのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）奈良教育次長。

○教育次長（奈良充雄）只今議員の方からお話がありましたGIGAスクール構想の関係につきましては、

今年度、小中学校すべて1人1台端末(タブレット)、これはiPadという機種なんですけれど、これを240台導入し、整備したところでございます。その他に、校舎内の高速インターネット、Wi-Fi環境を整備しております。タブレット導入の最大の利点なんですけれども、児童・生徒一人ひとりが最適化された学習を進められるということが挙げられます。具体的には、今まで一斉授業として同じ内容を同時に進めていた状況がございまして、タブレットのソフトなんですけれども、これらを活用することによって、児童・生徒一人ひとりの解答や考え方を先生が確認できるようになったということと、あとは児童一人ひとりのその児童の進度によって授業が進められる、個別学習、習熟度別の学習ができるようになるというふうに考えているところでございます。今後におきましてはデジタル教科書とか、そういった様々な機能を最大限に活用し、自宅での学習状況の把握、それから不登校児童等への対応、その他遠隔での授業等ができるのではないかなというふうに考えているところでございます。

仁木地区と銀山地区の連携授業につきましては、ウェブ会議システムという、Zoom(ズーム)というふうにお聞きになったことがあるかもしれませんが、これらのシステムを活用することにより、双方向での音声、それから映像のやりとりが可能であることから、仁木地区と銀山地区の小中学校、小学校同士、中学校同士ですね、連携授業を行うことが可能というふうに考えているところでございますが、現在につきましては新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業に備えた対応として、試験的に今年度実施しておりますが、今後、銀山地区に光ファイバーが整備されたというふうな状況になりましたら、そういうような授業連携も可能だというふうに考えているところでございますので、段階的に活用の幅を広げていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長(横関一雄)野崎議員。

○6番(野崎明廣)説明の中で、ちょっとコロナ禍に伴う臨時休業に備えた試験的な実施をされているとのことですが、現在、他校とやっている実例があるのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長(横関一雄)岩井教育長。

○教育長(岩井秋男)コロナで、臨時休業の時は各方面で少しの間なんですけれど、使いながら連携はやったというふうに聞いております。

今現在行なっている取組としてはですね、仁木中学校と共和中学校がふるさと学習という部分で、今週、Zoomを使いながら生徒会活動をやっていくということは伺っております。生徒会活動の中でZoomを使いながら、お互いの情報交換をやっていきたいという話は伺っておりますけれど、それ以上の活用は今のところはないです。以上です。

○議長(横関一雄)野崎議員。

○6番(野崎明廣)このような形の中で仁木中学校、共和中学校の生徒会活動の中で実施されているということで、非常に良い取組だという感じもしますし、これからまた、いろんな形の中で取り組んで、銀山や仁木の生徒が交流できるようなシステムも、光が入ってくればできるということですので、何とぞよろしくお願ひしたいと思います。

小中一貫教育としても、地域的にも非常に大きな違いがあろうと思います。主な施策・取組目標としての長期計画が、まだ実質的に示されていません。総合計画としても明確ではなく、5年・10年後の先を見据え、子どもたちの生徒数を基準として考えていくのか。また、校舎の老朽化による長寿命化対策を基準としていくのか、町としての一つの方向性が示されても良いのではないかなという感じがしますので、その

辺をお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）町として、5年・10年先を見据えた計画を持つべきでないのかというご質問だと思います。

先ほども説明したと思いますが、現在、本町のこれからの学校の在り方を示した仁木町学校教育基本方針の策定を行っている最中でありまして、この中で、町内の学校の在り方を示していく考えにありますが、基本方針の策定に向けては、住民からの意見を聴取し、丁寧に説明することが必要であると考え、令和3年度の早い段階で、基本方針が策定できるよう取組を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番（野崎明廣）令和3年度、新年度には基本方針が示されるとのことですので、ぜひともよろしくお願いしたいと思います。

次に、保護者・子どもの思いとして、中学校は、銀山から仁木中学校へ進みたいと思う子どももおられると考えますが、スクールバスとしては、どこまでが可能な範囲なのか、まずそこをお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）奈良教育次長。

○教育次長（奈良充雄）スクールバスの通学につきましては、仁木小中学校につきましては、大江・然別地区、あと、砥の川地区も含まれます。それと銀山小中学校につきましては、尾根内・長沢地区の子どもに対してスクールバスを運行している状況でございます。スクールバスの利用につきましては子どもたちの安全等を考えまして、基本的には自宅の前で乗せているような状況でございます。それで、仮に今の議員のご質問の「銀山中学校に本来通うべきお子様が仁木中学校に通う場合はどうするんだ」というご質問なんですけれど、この場合はですね、区域外通学ということになります。区域外通学の場合は保護者の方で責任を持って学校まで送っていただくということを条件としておりますので、自宅以外の場所からスクールバスを利用するということはどういうことですか、今のところちょっと難しいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番（野崎明廣）保護者の責任で、保護者が送り迎えをしているとのことですが、この中でニキバスとかそういうものを活用することは可能なかどうか。それもやはり保護者の責任の対応で良いのかどうか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）奈良教育次長。

○教育次長（奈良充雄）現状の話をいたしますと、公共交通機関というのは区域外通学のときには認めておりません。ですので、やはり保護者様に学校まで送っていただくというのをお願いしている状況でございます。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番（野崎明廣）子どもの安全性を考えると、なかなかニキバスでの活用は無理だという状況の中では、保護者が責任持って送り迎えということになるのかという感じもしますが、そういう子どもが、もしいたらやはりその辺は、最善を尽くした形の中で、町としてのも理解を示していただきたいと思います。

あとは、教職員住宅を来年度から修繕計画を個別検討されるということですが、空き家となっている職員住宅も、この先、修繕してまた活用する考えや計画があるのか。地域的にも大きな差があると感じますが、必要があるのかないのかの判断も十分検討すべきだと思いますし、修繕には非常に高額な金額がかかるということで、それ以外に民間のアパート等を活用する考えがあるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）奈良教育次長。

○教育次長（奈良充雄）教職員住宅のことにしましては、先ほどの回答でもいたしましたとおり、令和3年度に策定する予定の仁木町公共施設総合管理計画の中にあります個別施設計画で策定する予定で、その中で方向性を示す予定となっております。

教職員住宅につきましては、古いものでしたら築後34年経過しているものもございまして、雨漏りや水道管等の配管の取替が必要な住宅もあります。今後もそれらの住宅を継続して使用する場合はですね、大規模な修繕費がかかるということで業者からの見積りもいただいているところでございます。それらの修繕費用だとか維持管理費、これからの利活用を含めて修繕するべきか、はたまた取壊しをするべきなのかどうか、他の方法も当然あるとは思いますが、いろいろな方向から来年度中に検討していきたいというふうに考えているところです。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番（野崎明廣）町として、やはり活用すべきかどうかということが、これからの計画ではなく、やはりある程度構想を持った形というものを示していただきたいと思ひますし、職員住宅16戸のうち4戸が空き家だということで、結果的には入居者12世帯、小中学校の校長先生・教頭先生を合わせると8世帯。そうすると一般の教職員が入っているのは4戸だけということになります。また、4戸が全く活用されていないということについても、今入っていない状況の中で、またそれを修復して入ってもらっていくのかどうかということも、やはり、先に町が示していただくような取組や検討をしていくだけではなく、こういうふうにしていくんだという方向性も出していただきたいという感じがしていますので、その辺は十分、これから来年度に向けて考えていただきたいと思ひます。

あと通学路について、安全推進協議会でも検討し、取組も実施されており、子どもたちの登下校も指定通学路を通学しておりますが、しかし冬期間において、道道銀山・赤井川線の歩道の対応をどのように考えるのか。学校から半径2kmが通学路として対応されており、10cm以上でなければ歩道が除雪されない実態もありますが、子どもたちにとってはこの10cmという高さをどう感じるのか。現在、非常に大型車両の通行が増えており、歩道の確保のため登校前には除雪対応をすべきであると思ひます。是非とも対策を講じるべきではないかと思ひます。

また、銀山小学校の通学路であります、町道馬群別裏線が子どもたちが少ない中でも集団登校しておりますが、冬期間の下校時は、日の短さで暗くなることもあり、1人下校も非常に心配されます。その通学路は300mほどの間、街灯が設置されていないため、この対策としての取組をされるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）まず、前段の教職員住宅の関係について申し上げたいと思ひます。

先ほども、1回目の答弁の中でお話しさせていただいたんですけども、今仁木町内では民間のアパートも非常に増えてきているような状況でございますので、今後においては、今使えるものについては当

然使っていく必要があるのかなというふうに考えてございますけれども、民間アパートの活用ということを考えながら、また先生方は毎年異動がある関係で、なかなか長く継続してそこに住んでいただけるという状況にはありませんので、その辺も含めまして、次の来年度に向けて検討していくということにさせていただきます。

あと、通学路の関係については、次長の方から説明いたします。

○議長(横関一雄) 奈良教育次長。

○教育次長(奈良充雄) 通学路のですね、冬期間の除雪という関係だったんですけれども、歩道の除雪につきましては、今、議員の質問でもあったんですけれど、つい先日、保護者の方からも、この歩道の関係について、除雪時間の問い合わせがありまして、「もう少し早くしてほしい」というご要望がございました。これを踏まえましてですね、岩井教育長と可児建設課長が余市の出張所の方に出向きまして、出張所の担当者と打ち合わせを行なった結果、改善するというふうなことで回答いただいているところであります。もう既に多分改善されているのかというふうには考えているところでございます。

あと、町道馬群別裏線の街路灯の設置についてなんですけれども、これにつきましては昨年度の通学路安全推進会議内で議題として学校の方から提出されておりました、その中では「関係課で協議する」ということで、会議の中ではお話ししていたところでございます。これらに関係課の中で協議したんですけれども、冬期間の小学生の下校時間というのが、およそ3時半くらいとなっていることや、小中学生の通学路に関して教育委員会で街路灯的なものを設置したというような経緯がないものですから、教育委員会としては設置しないということですね、今回の協議会の中でお話ししたいというふうに考えているところでございます。また、これは別の課になるんですけれども、総務課で設置している交通安全灯とか、あとは建設課で町道に設置している街路灯については、従前同様に馬群別裏線には設置する考えがないというふうなことで話を聞いておりますので、仮に設置するとすれば、町として可能な補助は、総務課で町内会に対して実施している防犯灯設置補助しかないということになりますので、その辺ご理解いただければと思います。以上です。

○議長(横関一雄) 野崎議員。

○6番(野崎明廣) 歩道の除雪については早々に対応していただいているということに対して、非常に感謝したいと思いますし、改善されることが当然だというように思っております。

しかし、街路灯においては町として考えていないということですが、今までなぜ設置されていなかったのかということも問われるのかという感じもするところです。通学路だけではなく、町道としての安全対策としてはどうなのか、町内会が裕福であれば3分の1を負担して設置できるのかも知れませんが、金額的には相当な金額になってくるのかなという感じもしますし、それが町内会で対応できるのかどうかということも非常に懸念されると思いますので、その辺はまたいろんな形で、町とも教育委員会ともいろいろな形の中で話をしながら、街路灯を設置すべきなのかどうかという、この中でもいろいろな協議もされているということなんですけれども、さらなる対応をしていただければという感じがしております。

以上で質問を終わりますけれども、令和3年度、来年度に向けての教育基本方針、また学校整備計画を検討されるということですので、ぜひとも多くの意見を聞きながら、また、町としても、こういうふうに向かっているんだというものをきちんと打ち出して、保護者に理解を求めていくという方向性をきちんと取っていただきたいという感じがしております。以上で終わらせていただきます。

○議長（横関一雄）続いて、『特定健診等の受診状況は』以上1件について、木村議員の発言を許します。2番・木村議員。

○2番（木村章生）それでは、特定健診等の受診状況について質問したいと思います。

来年度からの10年間を対象とする第6期総合計画の作成は大詰めを迎えています。その計画に掲げられている「保健・医療」の項目の中には、本町における健（検）診の受診率が高いとは言えない状況にあり、町民に向けた周知・啓発活動の充実が課題であると謳われています。実際に、北海道から発表されている平成29年度市町村別の特定健診受診率はワースト18の21.9%となっています。健（検）診には、疾患の早期発見の他、保健指導における生活習慣の改善など、様々なメリットがあり、受診率を上げることが本町の健康増進においても重要であると考えます。また、保険者努力支援制度では、予防・健康づくりなどの取組に対する評価として、基準を達成した自治体には、国保税額を減額する取組もなされています。さらに、北海道後期高齢者医療広域連合では、対象者の口腔機能の低下や誤嚥性肺炎等の疾病の予防を図り、後期高齢者の健康の保持増進に寄与することを目的とした歯科健康診査事業も展開されています。このような制度や事業があることを踏まえ、次の点について伺います。1、特定健診の受診率が低いことによる本町のデメリットは何か。2、特定健診受診率向上のために現在実施している取り組みは。3、受診率が低い要因と今後の対策は。4、保険者努力支援制度における本町の状況は。5、北海道後期高齢者医療広域連合歯科健康診査事業を本町が実施していない理由は。以上、5点について伺います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今、木村議員からの、特定健診等の受診状況についての質問にお答えいたします。

1点目の、特定健診等の受診率が低いことによる本町のデメリットについてであります。皆さまの健康の保持増進、疾病の予防ができなくなることであります。特定健診、特定保健指導の対象となる病気は、糖尿病、脂質異常症、高血圧症などの生活習慣病であり、これらの病気の予防や早期発見による重症化の予防が可能となり、町民の皆さまが、いつまでも健やかで豊かな毎日を送る上で、健診は重要な役割を果たしているものと考えております。

2点目の、特定健診受診率向上のために現在実施している取り組みについて申し上げます。皆さまには、健診案内のチラシ全戸配布、特定健診対象者への受診券送付、電話等による個別受診勧奨などを行っております。また、今年度は、コロナ禍の影響で春の健診の一部を中止しなければならない状況でありましたが、現在はマスクの着用、消毒、検温、健診会場までの往復バスの乗車人数制限など、新型コロナウイルス感染症対策を徹底した上で、健診を実施しております。

3点目の、受診率が低い要因と今後の対策につきましては、後志広域連合が平成27年から28年にかけて構成町村を対象に実施した調査によると、特定健診を受診しなかった理由として、約7割の方が日常的な通院等により健康状態を把握していることを挙げており、特定健診以外の方法で健康状態の把握が行われております。一方、3割程度の方が「何かあれば病院にかかるから」など消極的な理由により受診していないということを踏まえ、全ての町民の皆さまが健康の状態を把握していただくため、引き続き特定健診の受診勧奨に努めていくこととし、令和3年度においては、新たに後志広域連合の協力の下、特定健診未受診者勧奨事業を実施するなど受診率の向上に向けた取組を強化することとしております。

4点目の、保険者努力支援制度における本町の状況につきましては、国民健康保険保険者努力支援制度は、医療費適正化への取組や国保が抱える課題の対応等を通じて保険者機能の役割を発揮してもらう観点

から適正かつ客観的な指標課題に基づき、保険者としての努力を行う都道府県や市町村に対し交付金を交付する、保険者のインセンティブ強化を図るための制度であり、各項目ごとに指標が示され、その配点の合計により交付金が決定される仕組みとなっております。この保険者努力支援制度の評価指標としましては、保険者共通の指標として「特定健診・特定保健指導の実施率、メタボリックシンドローム該当者及び予備群減少率」、「特定健診以外の他の健診の実施や健診結果等に基づく受診勧奨等の取組状況」などがあり、また、国保固有の指標として「収納率向上に関する取組の実施状況」、「医療費等の分析等に関する取組の実施状況」などがあります。本町への交付状況につきましては、令和元年度分で198万1000円が交付されており、平成30年度分では194万1000円となっております。

5点目の、北海道後期高齢者医療広域連合歯科健康診査事業を本町が実施していない理由につきましては、平成元年から当時の厚生省と日本歯科医師会により「80歳になっても20本以上自分の歯を保つこと」いわゆる8020運動が推進されているように高齢者期での歯科検診も重要なものと認識しており、当該事業の実施を含め、高齢者の歯や口の健康づくりの推進について検討してまいります。以上でございます。

○議長（横関一雄）木村議員。

○2番（木村章生）ありがとうございます。

果たして今の答弁が、私が求めていた答弁かどうかということで、更に質問を重ねていきたいと思いません。

今年度は新型コロナウイルス感染症のこともありまして、今年度の事例は除外した上でお聞きします。

まず1点目の、特定健診の受診率が低いことによる本町のデメリットでございますが、「皆さんの健康の維持促進、疾病の予防が出来ない」からということが挙げられました。本当にそうでしょうか。デメリットというのは。他にデメリットはないですか。

○議長（横関一雄）渡辺ほけん課長。

○ほけん課長（渡辺吉洋）デメリットということでございますので、医療費の増加、補助金の減少、そしてそれら医療費の増加等に伴う国保税の増額など、いろんな問題も出てくるとは思いますが、それらのことよりも、皆さまの健康保持増進、疾病の予防が大事であり、できる限り多くの方に受診していただきたいと考えているところでございます。

○議長（横関一雄）木村議員。

○2番（木村章生）特定健診の受診率が上がらないというか、特定健診を受診していただかなければ、保健指導も出来ないですね。その受診結果によつての保健指導なので指導が出来ませんよね。その点についてはどうですか。

○議長（横関一雄）渡辺ほけん課長。

○ほけん課長（渡辺吉洋）議員仰るとおり、特定健診を受診していただいた上で、保健指導の対象者が決まるところでございます。その対象者の中で希望する方には、特定保健指導を受けていただくということになります。

病気を発症してしまうと生活が一変してしまうということを踏まえまして、ぜひ皆さんには受診していただきたいと考えているところでございます。

○議長（横関一雄）木村議員。

○2番（木村章生）それでは、次に2点目についてお伺いしたいと思います。

特定健診の受診率向上のために現在実施している取組についてなんですが、1点目の答弁においても受診率が重要な役割を果たしているということを踏まえて確認させていただきます。2点目の実施している取組にある内容で、向上につながると判断しているのでしょうか、どうでしょうか。

○議長（横関一雄）渡辺ほけん課長。

○ほけん課長（渡辺吉洋）健診案内のチラシの配布、受診券の送付、また、電話等による個別受診勧奨といろいろなことをやっておりますが、どの部分で直接効果が出ているかというのはわかりませんが、今現在、最低限の部分での維持は出来ているかと思えます。今後はこれ以上に上げていかなければならないということは考えております。

来年度につきましては、未受診者対策事業を行っていく予定でございますので、また、今までとはちょっと違った形の取組をしていくところでございます。

○議長（横関一雄）木村議員。

○2番（木村章生）来年度から未受診者対策事業を実施すると言っているんですけど、その特定健診未受診者勧奨事業というのは、どういう事業なんですか。どんなことをする事業なんですか。

○議長（横関一雄）渡辺ほけん課長。

○ほけん課長（渡辺吉洋）特定健診を今までに受けていられなかった未受診者の方に対し、電話掛け等による勧奨を行うとともにアンケート等の調査を行いまして、それらの結果をまとめて、また町の方にいただくというような事業でございます。

○議長（横関一雄）木村議員。

○2番（木村章生）今の事業の内容については、何となくわかったような気もしますが、第5期総合計画の中で、作成時の平成21年度に40歳以上で22.2%、分母が997人中の221人が受診されての22.2%という、当初、第5期の総合計画の中ではそうでしたが、今年度、第6期総合計画の中で、令和元年度が24.8%という、この24.8%というのは何人中何人が受診したのでしょうか。

○議長（横関一雄）渡辺ほけん課長。

○ほけん課長（渡辺吉洋）24.8%は、平成30年度の結果でございます。対象者が743人、受診者が184人でございます。

○議長（横関一雄）木村議員。

○2番（木村章生）令和元年度ではなくて、平成30年度でしたか。それで743人中184人ということで、24.8%になっていますけれど、この184人なんですが、これは世帯数に換算したら何世帯ぐらいなんですか。わかりますか。

○議長（横関一雄）渡辺ほけん課長。

○ほけん課長（渡辺吉洋）只今、私が言ったのは人数でございます、ちょっと世帯では把握しておりません。

○議長（横関一雄）木村議員。

○2番（木村章生）今の、184人ということで、まず、私はそれで押さえたいと思います。

それで、平成29年度に出された後志管内での受診率なんですけれども、近隣の赤井川村が59%、余市町でも27.1%で、仁木町では21.9%という数字が出ているんですけど、そこで3点目の受診率が低い要因と今後の対策について聞きたいと思えます。本町の受診率が低い要因として1番の課題は何だと考えてい

ますか。

○議長（横関一雄）渡辺ほけん課長。

○ほけん課長（渡辺吉洋）すでに病院にかかっているという回答がとても多いというところが、他のところのアンケートの結果でも出ているところでございます。本町におきましても、同じようなことが言えるのではないかと考えております。

実際には、私が先ほど言っていました数字というのは、法定報告というものの数字でございますが、その数以上に実際に病院等にかかって、受診と同じ程度のことを行っている方もいらっしゃるかと考えております。

○議長（横関一雄）木村議員。

○2番（木村章生）先ほども赤井川村とか、余市町の数値を私が挙げたんですけれども、仁木町として、そういった高い町村の取組事例など、何か調査研究したことはありますか。

○議長（横関一雄）渡辺ほけん課長。

○ほけん課長（渡辺吉洋）各町村のそれぞれの取組というのは、いろんなお話を聞いているところがございます。かなり高い町村もあれば、低い町村もあります。それぞれの町村の取り組み方は聞いていますが、例えば年1回集中して行うような町村、それから年間ずっと続けて行なっていけるような町村、あるいはドックと一緒にを行うような町村といろんなところがございますが、本町におきましては、かなり他の町村よりも手厚くやっていると考えております。人間ドック等についても、年間を通じて行われるような形、それから個別健診等も行ってありますし、年に何回かは町民センター、JA、銀山センター等を使った健診など、そういうのも行ってあります。また、データ受領につきましても、平成30年度から行っているような状況でございます。特定健診と同等のことを病院で受診したときに、特定健診と同等な健診内容のものを行った場合について、そのデータを各町村が、かかりつけ医からデータをいただくということがデータ受領というものでございます。このデータ受領の数につきましても受診率にはカウントされることになっております。

○議長（横関一雄）木村議員。

○2番（木村章生）なんか聞いてないことも先に出てきているような気もするんですけれども、データ受領という制度も活用しながらやっているそうですけれど、それだけ手厚くやっているという割には、この率が上がってこないんですよね。

それで、先ほど私が、この184人の世帯数はどれくらいなのかということを知りましたが、これ世帯数は多分184よりかなり少ないと思うんですよ。それで、5期から6期の総合計画までの10年間の間で、受診率が1%ぐらいしか上がってないんですね、多い年で2%なんですけれど、10年間かけて60%にするという目標を掲げているんですから、そこは何年かずつ、1年にいっぺんにするのではなく、10年間の中で、全戸を回って指導するなり、お願いするなり、これはどうしても、町民自身が健診に行くんだという、そういう何か事情というか、そういう意識が必要だと思うんです。それでもなかなか意識を変えるのは大変だと思うんですけれども、そういう積み重ねとか、団体といいますか、そういう方の力も借りながら、町民みんなの意識を変えていくことが大切ではないかと思うので、その点について努力をしていただければと思います。

それで次の、ここも関わってくるんですけれど、4点目の保険者努力支援制度における本町の状況につ

いてお伺いしたいと思います。

保険者努力支援制度で198万1000円が交付されているんですけども、この198万1000円は後志広域連合全体に交付されている金額の何%ぐらいが仁木町に入ってきているのでしょうか。

○議長(横関一雄) 渡辺ほけん課長。

○ほけん課長(渡辺吉洋) 後志広域連合には2095万円が交付されております。計算しますと9.5%になります。

○議長(横関一雄) 木村議員。

○2番(木村章生) 先ほど、説明の中にもありましたけれども、受診率が低いことによって、この金額にも結構影響してきますよね。

○議長(横関一雄) 渡辺ほけん課長。

○ほけん課長(渡辺吉洋) 受診率が低くなれば、当然交付される金額も少なくなってしまうます。

保険者努力支援制度につきましては、いろいろな項目があり、それが点数化されまして、その合計で計算されていくことになりますので、当然、受診率の部分も点数化されますので、低くなっていくことになります。

○議長(横関一雄) 木村議員。

○2番(木村章生) これはやはり受診率を上げるのが、1番町民にとってもですね、今後、早期発見・早期治療に役立てていただかないと医療費、国保税にも関わってくるので、その点のところをもう少し努力していただければと思います。

それで、5点目なんですけれども、北海道後期高齢者医療広域連合歯科健康診査事業についてなんですけれど、本町がしていない理由なんですけど、先ほどの答弁の中ではこの理由が全く入っていないような感じに、私は受け取ったんですけども、その辺の理由について説明をお願いしたいと思います。

○議長(横関一雄) 渡辺ほけん課長。

○ほけん課長(渡辺吉洋) 後期高齢者の健診の受診率でございますが、実は令和元年度につきましては4.9%、平成30年度については5.69%という状況で、非常に受診率が低い状況でございました。そこで健診を受診していただくことに、まず多くの力を入れてきたというところでございます。歯科健診につきましても十分重要なこととは認識しておりますが、今までにつきましては、まずは健診の方を優先していたというところでございます。

○議長(横関一雄) 木村議員。

○2番(木村章生) なんとも納得のいかないお答えなんですけれど。

これは、町民の方も多分、この制度があるということをおわかっていないですよ。町からこういうのがあることを発信してないから、仁木町は取り組んでいないというふうには、私は取っているんですけど、発信しましたか。発信していませんよね。

○議長(横関一雄) 渡辺ほけん課長。

○ほけん課長(渡辺吉洋) 今までにつきましては、発信はしておりません。

多分、余市町の歯科に行った方々は見ていることもあるかと思います。

○議長(横関一雄) 木村議員。

○2番(木村章生) 確かにそうだと思います。

私も余市町の歯科に通ったときに、このチラシを見て「こういうのがあるんだな」というのがわかったんですが、私が聞いているのは、それが国から出てきたのに、なぜ、それを取り組まなかったのかということを知っているんですよ。その点についてはどうでしょうか。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）ちょっと補足させていただきますけれど、これについてはですね、答弁の作成段階で担当課の方とも十分に検証した中で話したのは、ちょっとおうむ返しになりますけれど、先ほど、渡辺ほけん課長の方から、特定健診の受診率について高齢者が現状4.9%から5.7%と非常に低い状況でございます。そういった中で、新たに歯科健診等を入れるとですね、要するになかなかうまく勧奨対象が出来ないのではないかということで、健診を受診していただきたいということを第1に優先的に取り組んだという部分でございます。それと、もう一つは先ほども言いましたけれども、高齢者については、他の病気等ですね、医療機関に診断されている方が多いですし、当然、歯科等にもかかっている方が多いということもございますので、それぞれの口腔の部分の健康管理、それから各自の健康管理については、一定程度出来ているのではないかということもございますので、取りあえず、健診の方を優先させていただいたということで、ご理解していただきたいと思っております。以上であります。

○議長（横関一雄）木村議員。

○2番（木村章生）わかりました。

わかりましたというか、やはり後期高齢者の方には、これは結構、今テレビ等でもお医者さん等が、口腔内の治療といいますか、こういう言い方をして良いかどうかはわからないんですけど、ボケの対象にも、この口腔内の病気が大きく関わってくるというようなことも報じられていますので、できれば「こういうのがあります」と、町民の方にメッセージを出してですね、少しでも早期発見、早期治療ができるようなそういうサービスをお願いします。サービスは幾らしてもいいと思うんです、町民に向けて。それを受けられないのが1番、町民にとっては、デメリットというか非常に残念なことだと思うんですよね。それで今後とも忙しいとは思いますが、そういう努力を重ねていただいでですね、少しでも住民サービスの方に力を入れていただきたいと思っております。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）前段、様々な議論がございましたが、単刀直入に申し上げますけれど、受診率を上げるためにこれから町としても大いに努力してまいり所存でございますし、先ほど指摘のありました、後期高齢者に対する歯科健康診査事業に対しても前向きに検討してまいりたいというふうに考えておりますので、何とぞご理解いただきたいと思っております。

○議長（横関一雄）木村議員。

○2番（木村章生）答弁いただきましてありがとうございます。以上で終わりたいと思っております。

○議長（横関一雄）暫時休憩します。

休 憩 午前11時57分

再 開 午後 1時00分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

日程第8『一般質問』を続けます。一般質問、『町として実施すべき観光誘致への支援は』以上1件につ

いて、磨議員の発言を許します。1番・磨議員。

○1番（磨 直之）それでは、町として実施すべき観光誘致への支援は、について質問したいと思います。

本町の基幹産業は一次産業である農業であり、農業振興のために多くの具体的な施策を展開していると認識しています。その上で、本町の将来像を考えた際には、第6期総合計画の素案でも説明があったとおり、その他の産業振興も積極的に行っていく必要があります、その一つとして、観光振興が挙げられています。観光振興においては、観光客の誘致は各法人・個人の努力によるところが大きく、町として直接的な支援は難しいと考えます。しかし、町として将来的に主軸となる産業の一つに観光を取り入れていくのであれば、各法人・個人にとどまらず、積極的な観光誘致を行っていく必要があるのではないのでしょうか。

そこで、次の点について伺います。(1)情報発信において、どのような層をターゲットとしているのか。(2)今後、情報発信の施策として考えていることは。(3)現在の観光誘致への取組内容は。(4)町が法人・個人に対して行える観光誘致に対する支援は何か。よろしくお願いします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今、磨議員からの、町として実施すべき観光誘致への支援は、の質問にお答えいたします。

1点目の、情報発信においてどのような層をターゲットとしているのかについてであります。本町においては、これまで観光情報の内容に応じて、ターゲットを分けて情報を発信しております。例えば、くだもの狩り等の子どもから高齢者まで広く楽しんでいただける観光資源については、多くの方が利用する駅や道内観光案内所などでのパンフレット配布や、町及び観光協会のホームページ、SNS等を通じてリアルタイムの情報発信を行い、ターゲットを広く捉え実施しております。一方、ワインツーリズムなどは、お酒が飲める年齢層でワインに興味がある方をターゲットとして捉えております。本年度実施したワインツーリズム無料循環バス事業は、多くの方が利用する駅や観光案内所に加え、札幌市内にある複数のワインバーやワインショップなどでチラシを設置し、告知を行ったところであります。また、昨年度に循環バス事業を実施した際のアンケート結果では、参加者が情報を知った媒体について、新聞記事が多かったことから、事業の実施前、実施中、実施後の全3回、新聞社に情報提供を行い、記事掲載による情報発信を実施しております。今後の情報発信につきましても、有効な情報発信を検討し、活用してまいります。

2点目の、今後、情報発信の施策として考えていることについて申し上げます。新しい情報発信の施策として、コロナ禍において道外を中心とした本町に足を運べない方にも参加していただけるよう、オンラインイベントなどの取組も始めたところであります。引き続きオンラインイベント及びSNSを活用した情報発信などにも取り組んでまいりたいと考えております。また、今まで実施してきていることで仁木町の知名度が徐々に向上し、観光客の誘致に効果が出ているので継続して実施していきたいと考えています。

3点目の、現在の観光誘致への取組内容につきましては、各種イベントや観光協会への補助金交付、町のホームページや地域おこし協力隊によるYouTubeでの町内情報の配信、観光パンフレットやワインツーリズムガイドブックの作成、ワインバスの運行、包括連携協定による企業の新商品の開発協力、北後志観光連絡協議会（FANSY）や北後志インバウンド推進協議会への参加、テレビ番組や観光関連雑誌の取材協力など全てが本町の知名度向上、観光誘致につながっている取組と考えております。

4点目の、町が法人・個人に対して行える観光誘致に対する支援は何かにつきましては、本町においては、果樹観光やワイン観光を行っている法人や個人の事業者などで構成される仁木町観光協会が主体とな

って観光誘致を進めております。このことから、町といたしましては、仁木町観光協会の運営や、さくらんぼフェスティバルなど観光協会が主催するイベントへの人的な支援を行っているほか、ワインバスを始めとする新たな観光資源の開発に向けた実証や宿泊型観光の推奨に向けた現在建設中の多目的滞在施設の整備等、観光誘致に向けて総合的な支援に努めており、今後も引き続き取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（横関一雄） 磨議員。

○1番（磨 直之）説明いただきありがとうございます。説明いただいた上で、少し確認・質問をさせていただければと思います。

まず、これまでの施策のところと今後の施策に通ずるところもあるんですけども、今コロナ禍の現状においてこれを考えてしまうと、少し対策等は偏ってしまうところもあると思うので、一度この辺りは考えないというか、もちろん考える必要はあるんですけども、それに捉われずにお伺いをさせていただきたいんですけども、そもそもターゲットにおいて、層を分けてアプローチしているというのはすごく重要なことだと思うんですけども、この層の上段階と言いますか、そもそも道内・道外で考えると、どちらを対象に置いていらっしゃるのでしょうか。

○議長（横関一雄） 嶋井産業課参事。

○産業課参事（嶋井康夫）道内・道外ということですけども、まず観光農園等のもぎ取り観光というのは、今、道内のお客様が大半でございます。あと、インバウンド関係、今は来ておりませんが、外国からのお客様が多いということで、そういうところを今後もターゲットにしていければというふうに思っております。ワインについては、道内の方もですけど、やはり日本ワインということで、日本全国からワイン好きの方が集まるというようなことで、ワイン観光の方に関しては道外の方も対象として見て、いろいろな周知をしていったら良いのではないかというふうに考えているところでございます。

○議長（横関一雄） 磨議員。

○1番（磨 直之）観光果樹園に関しては、道内のお客様中心という理由や背景というのはあるのでしょうか。

○議長（横関一雄） 嶋井産業課参事。

○産業課参事（嶋井康夫）特に大きな背景というものはないんですけども、本州では本州の果物狩り、北海道では北海道のということで、北海道まで果物狩りをするために来るというお客様は非常に少ないと思います。それで、北海道旅行のついでにという方は入っていただけるかもしれないですけども、今まで見ている段階では、やはりファミリー層で、近くに日帰りですとか1泊で出かけるというお客様が大半ですので、やはりそういうところを見ていけば良いのかなというふうに担当では考えているところでございます。

○議長（横関一雄） 磨議員。

○1番（磨 直之）ありがとうございます。

そうすると、今現状では確か第6期総合計画の中で、観光誘致目標として10年後には約30万人の指標を立てられていて、今現状で言うと、令和元年だったと思うんですけど、21万人というようなターゲット層だったかと思います。それにおいて、今現状で仁木町に来られている観光客の大半、おそらく9割5分以上が、道内の観光客というデータも出ているかと思うんですけども、今現状においてで言うと、道外の

お客様を誘致しないことには、なかなか観光客のグロス自体は上がらないのかなっていうようにも考えられると思うんですが、その辺りで言うと、先ほどお話をされていたワインツーリズムの方でその先の今までの道内の観光客プラスアルファで考えられているのか、道内の中でも更に伸ばしていける要素があるのかどうかというところで言うといかがでしょうか。

○議長（横関一雄）嶋井産業課参事。

○産業課参事（嶋井康夫）今、磨議員おっしゃったとおり、道内の方でも、まだ少し伸ばすことができるのかというふうに思っています。それは、このコロナ禍において、やはりなかなか遠出が出来ない。近くでの観光、皆さん方が近場でいろいろ出かけていたとか、アクティビティなものの観光に移ってきているので、そういう点では、まだ、見込みがあるのかなという部分と、最初にお話ししましたとおり、例えば果樹のものであれば、今後、Afterコロナ期に入ったときには、インバウンドのお客様が今まで以上に入ってきていただけるのかなというところもですね、考えていきたいというものでございます。

○議長（横関一雄）磨議員。

○1番（磨 直之）ありがとうございます。良くわかりました。

次に、確認をさせていただきたいんですが、現在のターゲット別の施策において、くだもの狩りと、ワインツーリズムとで分けられているというような回答の中で、まず、くだもの狩りに関しては、先ほどの質問の中でも道内の観光客を中心に行なっていくということだったんですけれども、今現状の施策で、「情報発信において多くの方が利用する駅」というような回答がありました。これは仁木駅のことでしょうか。それとも、道内の各駅ということなんでしょうか。また、仁木駅であった場合に、今現状で観光客の利用者数はどれぐらいなんでしょうか。

○議長（横関一雄）嶋井産業課参事。

○産業課参事（嶋井康夫）只今の質問ですが、まずチラシを置いている駅なんですけれども、仁木駅にも多少は置いていますけれども、やはり余市駅とか、小樽・札幌のそういうようなところをお願いをして、置かせてもらうというようなことでやっております。仁木駅の観光客の乗降数というところなんです。申し訳ありませんちょっとこちらでは今押さえておりません。

○議長（横関一雄）磨議員。

○1番（磨 直之）ありがとうございます。

次に、確認なんですけれど、今度は、ワインのターゲットの方の施策の中で、複数のワインバー、ワインショップとありますが、それぞれ何件なんでしょうか。

○議長（横関一雄）嶋井産業課参事。

○産業課参事（嶋井康夫）すいません。こちらの方のワインバー、ワインショップ合わせて、私が自分で行ってきたものではないものですので、ちょっとわからないんですけれども全体で15か所、札幌市内でチラシ等を配布して、皆さん方に来ていただくようにということで回ってきております。

○議長（横関一雄）磨議員。

○1番（磨 直之）ありがとうございます。

おそらく今お話いただいているような施策というのはアナログ的施策で、どちらかというと道内のお客様、観光客が中心となって誘致をする施策だと思うんですが、その他に施策として挙げられているSNSの活用とかがあるかと思うんですが、これに関しては道内・道外限らず、幅広いターゲット層に対してア

アプローチできる、本当にのべつ幕なしというか、満遍なくターゲットとしてアプローチできると思うんですけど、今現状、具体的にSNS等書かれているものに関しては、何をやられているんでしょうか。

○議長（横関一雄）嶋井産業課参事。

○産業課参事（嶋井康夫）こちらの方は、仁木町のFacebook、また観光協会のFacebookですね、そういうようなもので情報発信をさせていただいております。

また、今回のワインバス等では、ワイン事業者さんなどにも「自分たちのところのFacebook等でも利用を促すような周知をお願いします」ということで事業者の皆さんにもお願いをしていたところでございます。

○議長（横関一雄）磨議員。

○1番（磨 直之）今の回答の中で言うとFacebookが、いわゆるこのSNSというところに位置付けられていると思うんですが、実際に、町の方でこのFacebook、SNSの活用をしていて、今現状の広報で満足されているのか、もしくは満足されていないのか。

満足されていないのであれば、何を課題だと思われているのか、そもそもなぜ満足されていないのか、満足されているのであれば満足されている理由もお伺いしたいですし、その辺りの評価と言いますか、これまでの実績を含めて確認をさせていただければと思います。

○議長（横関一雄）嶋井産業課参事。

○産業課参事（嶋井康夫）只今の、満足しているか、していないかということで言いますと、実際にやっていただいている方々は、一所懸命、週に1回とかそういう感じで流してもらったりしているんですけど、実際に来るお客様の数としては、もっとお客さんに来てほしいという立場でいったら、もうちょっと増えれば良い、もう少しいろんな発信が出来たら良いなというふうに思います。ただ、やっていただいている方々には、周知してもらっているので、非常にありがたいという思いでございます。

内容的なものの分析等はちょっと今しておりません。

○議長（横関一雄）磨議員。

○1番（磨 直之）今後、検証とかはされるんでしょうか。

○議長（横関一雄）嶋井産業課参事。

○産業課参事（嶋井康夫）実際にそのFacebook等を見ていただいている方の数ですとか、そういうようなところ、今後、調査できるようなもので少しずつ検証出来たらやっていきたいと思います。

○議長（横関一雄）磨議員。

○1番（磨 直之）ちょっと私個人として理解があまり出来ないところが多いんですけども、それというのが、今までも施策の中でアナログ的な施策とデジタル的な施策の中の、そのデジタルの方ではSNSの発信ということを掲げられていますし、今後の施策として取り組むのもSNSという形で答弁の中で書いていただいていますし、今、回答をいただいた閲覧数なんかというのは、もう、今すぐにでも見て、確認できるようなもので、実際私も見させていただいている中で、仁木町の閲覧数で言うと、一投稿当たり60とか70なんですよね。仁木町観光協会の閲覧数というかFacebookで言うと「いいね」の数を主に見たりもするんですが、それもやはり50とか、60・70、時には20だったりとかなんです。もう一つ関係あるところで言うと、地域おこし協力隊の方のページもやはり同様の数字なんですよね。すいませんけれど、これも検証するまでもなく、やはり低いと思いますし、先ほどご回答いただいた、「もっと観光客の方に来

ていただけたらな」と思われているかもしれないですが、そもそも閲覧されていないので、それは、あまり見られないのであれば、来られないだろうと思うんですね。施策においてで言うと、どうしても外部要因のところが多いと思うんですね、例えばアナログ的な施策であれば、ワインバー、ワインショップにパンフレットを置かせてもらうですか、あとは駅にパンフレットを持って行って設置するなどがあると思うんですけれども、ただ、結構町の努力というか、こちら側の努力で改善できるところというのは、いくらでもあると思ってまして、例えば、先ほどの設置に関しては設置箇所を増やせばその分人の目に触れると思うので、それはやられていると思うんです。でも、SNSに関しては、もっと何か対策ができるものなのではないかと思っていて、多分、個人でやっている方が「いいね」の数ももっと多いのかなと思ってしまいうぐらいの少なさなので、このあたりは、これまでやはり検証されていないのも問題だと思いますし、今後も「やれたらやります」って、「いや、すぐやれるでしょ」って思ってしまうような施策なんですけれど、このあたりに関してはどうお考えでしょうか。

○議長（横関一雄）嶋井産業課参事。

○産業課参事（嶋井康夫）只今の磨議員の仰るとおりだと思います。

今後、皆さんになるべく見てもらえるような、そういう目を引くようなものを上手く載せるようなこと、そういうのも考えながら、また、逐次内容と評価なりをさせてもらえればと思います。

○議長（横関一雄）磨議員。

○1番（磨 直之）今の件について、もう少しだけ確認させていただきたいんですけれども、情報発信というところは観光誘致において、やはり周知していくのに必要な施策の一つだと思っておりますが、今の質問に回答していただいている限りで言うと、そもそもやはりそういう対策を取られていないように見受けられるんですけれども、結構、情報発信って、例えば一般企業であればわざわざ広報部という形で、その部署を設けるぐらいの重要度が高いかと思うんですが、町の方では「今後やっていきます」というように言っているんですけれども、例えば、それだけのプロジェクトチームと言いますか、そういう組織、何々検討会なのかはわからないんですけれども、そういう組織と言うか、対策を立てるようなチームと言いますか、そういうのを作られる予定はないんでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）その役割を担うのが産業課商工観光係だというふうに、私は認識しておりますので、本来だと、そういった周知やPRという部分にも力を入れなければならないと思っています。ただ、どうやって良いのかわからない、ノウハウがないというのであれば、専門的な知識を組み込んだり、あとはそういった努力をしなければならないという部分でありますけれど、なかなかそこまでまだ追い付いていない状況でありまして、そういう部分では反省しなければならないと思っています。

今後、どうするのかという部分では、やはり町として、さらにPR的な、周知的な部分に力を入れていかなければならないというふうに認識しておりますので、今、その手法についてはこれから様々な情報を吸収しながら取組を進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（横関一雄）磨議員。

○1番（磨 直之）ありがとうございます。

せっかくやはり町として包括連携協定で、もりもとさんだとかと提携をしている中で、もちろん商品開発がメインだとは思いますが、もりもとさん等は、広報も多分プロフェッショナルではないかな

と思いますし、そういうところも含めてせっかく関係企業さんがあるのであれば、ぜひそういうところともいろいろお話していただいて、何か広報のきっかけを一つ作っていただければと思っています。

次に、3点目、4点目に関わってくるところだと思うんですが、観光誘致支援施策の中で観光協会が主体となって観光誘致を進めるというような文言を回答の中でいただいているんですけども、具体的に観光協会は今後どういうことをやられていくのか。観光協会も法人化しているので、なかなか町とは今度は切離して考えるべきところなんだと思うんですけど、ただ、助成されるというような回答もありますので、それであれば、やはり町が何かしらの指導をされる必要もあるのかなと思うので、観光協会がどういうことを行うのかという点について伺わせていただきたいです。

○議長（横関一雄）嶋井産業課参事。

○産業課参事（嶋井康夫）只今のご質問の観光協会でありますけれども、今年の4月に一般社団法人化をしたということで、町としても支援はしていくんだけど、自分たちでも色々アイデアを出しながら、新しい事業に取り組んでもらいたいという思いが、町の方としてはあります。

その中で、観光誘致という部分でいきますと、観光協会の中でも、いろいろと広域での観光協会同士のつながりの会議なりそういうところで、北後志全体での観光誘致のためのイベントに参加したり、また、仁木町のパンフレットのようなものを独自に製作して、そういうものを各観光案内所とか、市町村に配布して、お客様の誘致活動、そういうものを手がけているというのが、今の現状でして、それを引き続き行ってもらうのにプラスしてですね、今、観光協会の方も、新たに仁木町のワインというものを自分のところのセンターで取扱いができるようにですとか、あと、地域の果物を活用した新しい商品の開発、そういうものもしながら、仁木町のPRに携わっていくということで、いろいろと計画今考えて作ろうとしているところがございます。町としても、そういうものをですね、いろいろ支援していきながらということで、現段階でこうだと町から言うよりは、まず、自分たちでどういうものができるか、どういうことを考えてもらえるかというところで一緒になってやっていく、観光協会主導で動いていただけるようなことで、期待をして見ているところがございます。

○議長（横関一雄）磨議員。

○1番（磨 直之）ありがとうございます。

法人化されていることで、なかなか町がどこまで入られるのかが、今一わからないところもありますけれども、施策等々を作られているということなので楽しみにしています。

その中でちょっと質問なんですけれども、現在、観光協会に実際にあの建物を訪れる観光客の方はどれぐらいいらっしゃるんですか。

○議長（横関一雄）嶋井産業課参事。

○産業課参事（嶋井康夫）申し訳ありません。

今ここにそのデータがなく、手持ちでは押さえておりません。

○議長（横関一雄）磨議員。

○1番（磨 直之）データがないのですが、したかった質問をさせていただくと、おそらく感覚的にほとんどいないと言ったら語弊があるかもしれないけれど、いないのではないかというふうに思うんですね。先ほどからの観光誘致の施策の中で言うと、駅へのパンフレットの設置だとか、SNSの活用というふうにあるんですけど、それに対しては仁木町に興味を示してもらうための施策、そういう仁木町に行きた

いなと思ってくれるようなターゲットになってくると思うんですけど、もう一つ別の考えでいうと、仁木町の立地から、仁木町には目的としてこないけれど、たまたま仁木町を通る観光客の方というのもしゃると思うんです。それが、余市町を訪れる観光客なのか、もしくはニセコ町に行かれる観光客なのか、もしくは他のところに行かれるため国道5号線を通して行かれるような方たちだと思うんですけど、そういう方に対してのアプローチというのはないのか。しないのか、するのかという質問をしたくて、それというのが、一つはやはり観光協会に寄ってもらえれば、観光誘致が進むということです。要は、観光の場所を紹介出来て、仁木町に興味を示してくれる可能性があると思うんですけども、やはり観光協会にも行ってもらえないような事実があるのであれば、結局、素通りしてしまって、もったいないことをするような形になると思うので、その辺りの質問をしたかったんですけど、そもそも実数を把握されていないということであれば、なかなか難しい。回答をいただくのは難しいかと思うんですが。

実際にしたかった質問は、「素通りしてしまう観光客がどれぐらいいると考えているのか」と、「その方々に対してどういった施策を考えられているのか」を、お伺いしたいです。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）観光協会の組織としての在り方というのは、今までと、これからという部分では大分違ってくると思うんです。今までの観光協会の在り方という部分では、基本的に収益的な事業というのはあまり考えずに、PRであったりイベント事業であったり、そういうことが主でありましたので、町へ来てもらって直接収益を上げるということは、なかなか観光協会自体としてはあまりなかったわけです。実際、周知をして来てもらって、観光農園や様々な事業者にお金を落としてもらうという仕組み作りはしてきたけれど、観光協会そのものに収益が入るといこと取組というのは、正直薄かった部分は否認ないと思います。ただ、今後これから求められるものとして、観光協会は、一般社団法人化して収益事業ができることになった際には、そういった自分たちで稼げる仕組み作りも当然していかなければなりませんので、素通りされるお客さんを捕まえてお金にしていっていったことの意識というのは、これから醸成していかなければならないと思います。ですから今後、観光協会そのものも、いかにして稼いで、そして町全体が観光産業で成り立ち、潤って、自分たちの組織としても運営できる、そういった上手い循環システムをつくり上げていかなければならないと思いますので、そのためには、いきなり今の観光協会にそれを求めても、なかなか難しいものがありますので、これから町としても支援しながら、そういった形、理想の形に向かってこれから取組を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（横関一雄）磨議員。

○1番（磨 直之）ありがとうございます。

その一つなんですけれど、今町長のおっしゃられている収益性を持たせるところは、非常に重要なところだと思うんですけども、今回の質問で言うと、もちろん収益性を出すことは必要なんですけど、情報発信の拠点となる必要があるのではないかというような考えもあるんです。

情報発信の拠点となる意味合いで何ができるのかと考えたときに、元々、やはり町がやられていて、今年から社団法人化するという形ですが、多分、法人化した後なのか、する前なのかちょっと記憶が曖昧なんですけれど、観光協会の壁の上部のところに案内版を出していますね。ワイナリーマップみたいなもの。私も誰かに言われてはじめて気づいて、普通に運転しているだけではまったく気付かなかったんです。

何が言いたいかと言いますと、やはり観光拠点、観光情報発信の中心となる場所でもあると思うんです。

国道5号線沿いで、立地的にかなり良い場所だと思うんですけど、そこで、やはりもう少しわかりやすい看板設置は出来ないものなのか、これに関してはやはり観光果樹園さんも含めて、町全体の観光スポットの何か、要は車から降りずとも、見ただけで何か分かるような形、もしくは興味がそそられるようなものというのは、あそこには作れないものなんでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）卵が先か鶏が先かの議論になってしまうんですけども、町としては観光管理センターを今後どうするのかという議論をしなければならぬと思うんです。今後、残すか残さないかわからないような施設に対して、そこまでお金をかけて整備をすることが果たしてどうなのかという歯痒さというか、ジレンマがあって、今後、あそこをもし観光拠点施設として力を入れる、新たに建物を建てるのかは別として、そういった拠点施設にするのであれば大いに投資をして、そういった観光をPRするような看板を設置したりとか、そういうことも当然考えていく必要性はあるというふうに思いますので、今後、まず、観光管理センターそのものの在り方をですね、まず町として方向性を出してから、今後そういった部分で見てもらえるような要素を高めていきたいというふうに考えている次第でございますので、決してそれは、時間をかけず、早い段階でそういった取組をしていかなければならないということも、我々も認識していますので、そういった形で今後進めていきたいと思っています。

○議長（横関一雄）磨議員。

○1番（磨 直之）ありがとうございます。

ちょっと私の記憶違いだったら申し訳ないんですけど、今の町長の答弁で少し驚きがありまして、確か前に一般質問か、どこかの場所で、観光拠点というか、いわゆる観光協会を移す可能性があるのかというような話が出たときには、一応、今のところ考えていないというような、いわゆる高速道路も出来てというところで、フルーツパークとか、そちらの方に移すのかみたいな話も出たと思うんですが、それはまだ何か考えられてないみたいな話があったのと、あそこに今度、滞在型施設を作られるので、逆にあそこを観光拠点にするみたいな話をされていたかなと思っていたので、まさかあその場所で存続するかどうかはまだちょっと決めかねるというか、将来的に変わる可能性があるという回答にちょっとびっくりしたんですけど。でも、町長が今そうおっしゃるということであれば、近い将来、もしかしたら場所が変わるかもしれないということなんですよ。その確認をもう一度させてください。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）場所が変わる変わらないというのは大きな議論ではなくて、観光協会がどこで活動しやすいのかという部分で、今の現状では今の観光管理センターしかないという判断で、以前そういう答弁させていただいたと思います。あの施設も老朽が進んでいますので、今後、手を加えないといけないのか、そのまま維持していくべきなのか、それともあの場所で新しいものを作るのか。そういった議論を進めていかなければいけないので、それはまた別の話だというふうに思いますので、観光拠点を、今後、どこにするのかという部分で、今のところではあそこしかないというふうに思いますけれども、これから可能性によっては、また、更に良い場所が出来たら、違う選択肢が出てくるというふうに私は考えています。以上です。

○議長（横関一雄）磨議員。

○1番（磨 直之）ありがとうございます。良く理解しました。

ぜひ、町長も先ほどおっしゃられたとおり、そんなに時間をかけずに検討していくというような話で、かつ、今後観光誘致に力を入れていくというようなことだとか、今日、回答をいただく中でいろいろ将来的に期待感が持てるような回答をいただいていると思いますので、引き続きよろしく願いいたします。私からの質問は以上です。

○議長（横関一雄）続いて、『仁木町地域福祉計画の策定状況は』以上1件について、門脇議員の発言を許します。3番・門脇議員。

○3番（門脇吉春）それでは、仁木町地域福祉計画の策定状況はということで質問したいと思います。

今年度、社会福祉法第107条の規定に基づき、「地域福祉計画」の策定を進められておりますが、本町において、少子高齢化と過疎化は現実の課題として押し迫っております。また、一人世帯や高齢者世帯が増え、高齢者の孤独、ひきこもり等、その他さまざまな課題が顕在化しています。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けていける地域社会を作っていくためには、地域全体で支える仕組みを作る必要があります。地域の福祉施策を推進する基本的な方向性を示すため、現在取り組んでいる地域福祉計画と、これから取り組む地域福祉実践計画を策定していくことが大事です。そこで、次の点について伺います。1つ目、現時点での地域福祉計画の策定状況及び経過は。2つ目、アンケート調査等での町民の地域福祉に対する意向調査状況は。3つ目、地域福祉計画策定後、地域福祉実践計画を策定する社会福祉協議会への対応は。以上、3点について町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の門脇議員からの、仁木町地域福祉計画の策定状況はの質問にお答えいたします。

1点目の、現時点での地域福祉計画の策定状況及び経過についてであります。本年8月に委託先が決定し、町内の福祉関係団体を対象とした事前質問票による調査及び庁内関係課職員へのヒアリング調査を実施しております。その後、11月までに福祉関係団体への実地ヒアリング及び懇談会を実施する予定でしたが、道内における新型コロナウイルス感染症の患者数が増加している状況を鑑み、年明け1月の実施について検討しているところであります。今後におきましては、計画案に対し広範な町民の皆さまからの意見を伺うため2月にパブリックコメントを実施し、3月中の策定に向けて事務を執り進めてまいります。

2点目の、アンケート調査等での町民の地域福祉に対する意向調査の進捗状況について申し上げます。今回の計画策定に当たり町民を対象にしたアンケート調査は、総合計画と同様に実施せず、福祉関係団体との懇談会やパブリックコメントにより意見等の集約を図ってまいりたいと考えております。

3点目の、地域福祉計画策定後、地域福祉実践計画を策定する社会福祉協議会への対応につきましては、仁木町社会福祉協議会から10月28日付けで実践計画の作成に伴う資料収集への協力依頼がありましたことから、必要資料を提供する旨、11月2日付けで回答したところであります。以上でございます。

○議長（横関一雄）門脇議員。

○3番（門脇吉春）ありがとうございました。それでは再質問させていただきたいと思います。

現状としては、社会福祉関係団体へのヒアリングと懇談会の実施予定が、新型コロナウイルス感染症による状況から、年明けの1月に実施を検討しているとの答弁でありました。これに関して、収束を迎えることなく現状進んでいるわけですが、このような状況の中でヒアリングと懇談会はどのような内容で開い

ていくのか教えていただきたいと思います。

○議長（横関一雄）和田住民課長。

○住民課長（和田秀文）ヒアリングの内容なんですけれども、今のところアンケート調査を実施しています、それについては、今後、地域で住み続けるにはとか、あとは地域で重要と思われる災害時の課題とかを聞いております。それについて、今後、懇談会を実施して、もっと更に内容について協議いただいて、それを計画に盛り込んでいきたいというふうに思っておりますけれども、このコロナ禍の中で出来ない状況になると非常に厳しいこともありますので、全体を集めるのではなく、個別にヒアリングをかけて実施したいと考えております。以上です。

○議長（横関一雄）門協議員。

○3番（門脇吉春）今お話があった中で、災害時とかを含めて個別にヒアリングするという事なんですけれども、これは実際にどういうふうな規模というか、個別ですから小さい単位だと思うんですが、もうちょっとわかりやすくお願い出来ますでしょうか。

○議長（横関一雄）和田住民課長。

○住民課長（和田秀文）当初計画していたのは、仁木町社会福祉協議会の団体、社会福祉法人 後志報恩会の団体、仁木福祉会、よいち福祉会、銀山さわやかNPO法人を予定しております、懇談会については、それらの代表者の方々と懇談会をしていきたいというふうに思っておりました。

アンケート調査につきましては、その団体から32名の方を抜粋させていただきまして、アンケートに回答いただいております。

○議長（横関一雄）門協議員。

○3番（門脇吉春）わかりました。ありがとうございます。

続いて二つ目の、アンケート調査などでの町民の地域福祉に対する意向調査の進捗状況ということですが、2月には町民を対象としたパブリックコメントを広範に集めるとありましたが、この計画案の中身については、今それぞれ各団体の方から聞き取ったり、いろいろされているわけですが、その積み重ねの部分も考慮しての部分だと思いますが、中身の部分で、このパブリックコメントを広範に集めているという部分になります、どのような内容でまとめていくのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（横関一雄）和田住民課長。

○住民課長（和田秀文）いまちょうど業者の方に委託は出しているんですけども、アンケートだとか、あと関係職員からのヒアリング等の実施が終わりまして、そこに対しての取りまとめをさせていただいている最中でして、それが今年中に終わる予定になっています。その辺を見てから、また、今後パブリックコメントをどのように実施していくかというのを、打合せしながら検討していきたいというふうに思っているところであります。

○議長（横関一雄）門協議員。

○3番（門脇吉春）わかりました。

今計画の途中ですから、その部分で集約をされたり、いろいろとご苦労なされた中で、状況的に今進めているということですので、期待していきたいと思います。

それでは三つ目でありまして、地域福祉計画策定後、地域福祉実践計画を策定する社会福祉協議会の対応ということでありまして、この地域福祉計画の策定後でありまして、この後の先の

話でありますけれど、予算とかいろいろな部分も絡んでまいりますので、こういうものを含めてでありますけれども、社会福祉実践計画を社会福祉協議会が進めるに当たって、この実践計画については役割と社会的責任を果たすために、どのような福祉のまちづくりを目指していくのかという、これは地域住民の皆さんに明らかにするという部分での計画であります。社会福祉協議会は、皆さんご存じだと思いますけれど、行政、これは国と町がありますけれども、それぞれから補助金や委託金、特に町については補助金について大部分を占めております。この他、共同募金からの配分金でありますとか、そして町民、皆さまからの会費や賛助会費、また温かい心のこもった寄附金などを財源の基にしなが、人数的にもぎりぎりでの運営を進めているというのが現状であります。人材といっても、一朝一夕にできるものではなくて、本当に経験その他を進めながら、いかなければいけないという部分では大変な部分でありますけれども、これに対して町の方から、今後についてですけれども、人的な面であるとか、あるいは金銭的な面なんかですね、今後将来にわたって、町からの支援は考えられているのか。その部分をお聞きしたいと思います。

○議長(横関一雄) 和田住民課長。

○住民課長(和田秀文) 金銭的な面からになりますけれども、毎年1回、10月ぐらいになりますけれども、社会福祉協議会さんの方と来年度以降の予算について打合せを行いながら必要なものだとか、町の方に支援してほしいものだとかの聞き取りを行っております。その中で、十分ではないかもしれないんですけど、町としてできることは実施しているというふうに考えております。また、人的な部分については資格を持った方の募集がなかなかないということで、社会福祉協議会の方からはお話をいただいております、来年度につきましては少し増額した中で、良い人材の募集を今後進めていくということでお話をしているところであります。

○議長(横関一雄) 門協議員。

○3番(門協吉春) 今、人的な部分で出てまいりましたけれど、ハローワークとかその他の部分で公募をかけながら進めていっている部分では、本当に苦勞されているかと思えます。ただ、そこにあっても、他もそうですけれども、これは身分保障と言いますか、身分保障までいなくても、それなりの確固たるやはり将来において、何と言いますか職員であるとか、そういうようなものが確定した中での募集ということであれば、割と有資格者でも応募されてくる部分あるかと思えますが、これが不確定であれば、仁木町に来て働きたいと思ってもなかなか出来ないというようなこともありますので、その部分で考えますと本当に安心してこの職場の中で働くことができる。仁木町のことを本当に高齢者の方、そして障害を持っている方とか、いろんな方がおりますので、その方たちに本当に尽くしていく中で、これに専念できるような部分がある意味、補償の部分で検討していかなければ、なかなか自分の身が臨時であるとか、一時の身分であればなかなか決意も決まらないのかということもありますので、この辺をしっかりと将来の中で人材を育てていく意味でも本当に大事な部分となってまいりますので、この辺、検討していただけないかなと思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長(横関一雄) 佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎) 門協議員も、社会福祉協議会の事務局長をやられていたので内情はお詳しいというふうにもこちらで認識しておりますけれども、実際のところ、以前と今では職員の待遇面もかなり改善してきている部分もありまして、体制をどう今後維持できるのかという部分では、常に協議を重ねて、町としても支援しているというふうに思っておりますので、今後、様々な要請も社協からあるかというふうにも思い

ますけれども、そういった部分も含めて、今後、相互に協議をさせていただく場を設けて議論をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（横関一雄）門協議員。

○3番（門脇吉春）ぜひともこの部分をですね、本当に今町長言われたように進めていっていただきたいと思えます。

やはり何と言いますか、ここに奉職する以上は、本当にそういう部分、自分の将来を考えたときに確固たるものがあつた上での立場に立つた上で、頑張れるという部分もありますので、その辺の協議の方もよろしくお願ひしたいと思えます。

また、今回の計画推進に当たっては、「誰もが住みなれた地域で安心して暮らしていける」こういう部分で本当にこの地域社会を作っていくためには、行政だけではなくて、本当に町民皆さまの協力も必要となつてまいりますので、この辺も含めてですね、本当に将来的に考えながら、みんなで協力し合いながら、福祉のまちと私が勝手に言うわけにいきませんが、やっていきたいという部分がありますので、そういう部分で、これからもいろいろと大変でありますけれどもお願ひしたいと思えます。質問については以上です。ありがとうございました。

○議長（横関一雄）続いて、『国民健康保険税の引下げを』以上1件について、上村議員の発言を許します。7番・上村議員。

○7番（上村智恵子）国民健康保険税の引下げを。

政府の新型コロナウイルス対策が不十分な中で、住民の健康と生活を守るために自治体の真価が問われています。新型コロナウイルスの影響により、収入が減り、医療費の窓口負担額が払えず、受診を我慢し、症状を悪化させる事例も生じています。この間、道内でも国保税や後期高齢者医療保険料の減免制度の利用が広がっていますが、窓口負担の減額制度の周知と活用も重要になっています。本町ではそのような相談事例はあつたのでしょうか。

また、令和元年度決算審査意見書には「国民健康保険事業特別会計の中にも財政調整基金が未だ約1億3千万円の現在高を有している。また、現在主流となりつつある4方式から3方式への転換も含め、税率等の検討を行い、健全な国民健康保険事業の運営に努めていただきたい」と記載されておりました。資産割を除く3方式にした場合、その分、低所得者にしわ寄せがいく可能性が高いとの答弁がありました。固定資産税を払って、また国保税では資産割を払う二重取りとの意見もあります。資産割を除いた場合、どの階層にしわ寄せがいくのか検証はされているのでしょうか。また、均等割の子どもに対する軽減方法もあると思えますが、そのような検討はされているのでしょうか。

国民健康保険は低所得者も多く含まれますが、他の健康保険に比べて2倍近い保険税を支払っています。コロナ禍の中、今引き下げるべきと思えますが、町長の見解をお聞きします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）上村議員からの、国民健康保険税の引下げについての質問にお答えいたします。

1点目の、窓口負担の減額制度の本町における相談事例についてであります。新型コロナウイルスの感染第3波が広がる中、北海道においては集中対策期間が年明け1月15日までに延長されるなど、町民の皆さまには大変厳しい状況におかれているものと認識しております。コロナ禍の影響により、事業の休廃止や失業などにより一時的に著しく生活が困難となった場合に受けることができる窓口負担である医療

費の一部負担金の減免につきましては、今のところ相談等の事例はありませんが、引き続き減免等の支援を始め、新型コロナウイルスの影響を受けた町民の皆さまへの支援に努めてまいります。

2点目の、資産割を除いた場合、どの階層にしわ寄せがいくのか検証はされているのかについて申し上げます。本町における国保税額は、所得割、均等割、平等割、そして資産割の4方式により算出しているところでありますが、国保の都道府県化に伴い、北海道と市町村で策定する「北海道国民健康保険運営方針」において、2030(令和12)年度を目途に、全道統一保険料率を目指すこととし、その賦課方式は、所得割、均等割、平等割の3方式に統一するものとしております。資産割を除いた場合は、資産割以外の部分を変更しなければ、どの階層の方にも影響はないものと考えておりますが、今後、基金の推移により所得割等の引き上げを行った場合は、世帯に属する被保険者の人数等により負担に差が生じることも想定されることから、3方式の導入に当たっては、適切な賦課が今後も維持されるよう十分配慮した上で検討してまいります。

3点目の、均等割の子どもに対する軽減方法の検討であります。令和2年8月の北海道の調査結果においては、道内では、旭川市、赤平市が行っております。本町におきましては、他の制度改正及び北海道の保険料水準の統一を注視しながら検討してまいりたいと考えております。

4点目の、コロナ禍の中、税率を引き下げることについての私の見解につきましては、被保険者の方々の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行い、社会保障の向上に寄与する国民健康保険を持続的な制度とするため、これまでも基金の状況などを用いて税率のシミュレーションを行ってきたところであり、令和3年度に向けても同様にシミュレーションを行い、税率の見直しについて中期的な視点で検討を行うこととしているところであります。また、併せて、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる世帯の方に対して、保険税の減免を行っておりますので、制度の周知を含め、円滑な支援が図られるよう努めてまいります。以上でございます。

○議長(横関一雄) 上村議員。

○7番(上村智恵子) 1点目につきましては、今のところ新型コロナウイルスによる切羽詰まった困り事はないとのことですので安心してまいります。引き続きよろしく願いいたします。

2点目ですが、都道府県化に伴い、道が資産割を廃止し3方式へ変更した理由について、分かればお聞かせください。

○議長(横関一雄) 渡辺ほけん課長。

○ほけん課長(渡辺吉洋) 保険税の賦課方式としましては、所得割、被保険者均等割、世帯別平等割の3方式を採用する市町村が76市町村、それに資産割を加えた4方式を採用している市町村が103市町村となっております。かつては資産を有する農林水産業及び自営業者が国保の被保険者の中心だったこともあり、4方式を採用する市町村が多数でありましたが、現在は市では3方式が非常に多くなっており、被保険者と世帯数で見ると全道の8割以上が3方式の状態となっております。議員のおっしゃるとおり二重取りになるという声のところもありますので、その部分が原因かと思えます。

○議長(横関一雄) 上村議員。

○7番(上村智恵子) 道の国保の方では、国保制度改革に対応するため、算定方式を道内統一するために3方式が相応しい、また、資産割は固定資産税に応じて課税されるため二重課税との捉え方が強い。三つ目に、資産割は所得のない方や年金所得だけの方にも課税され、低所得者層の負担となっている。四つ目

に、町外に所有する固定資産は資産割の算定対象でないため、被保険者に不公平感が生じる。このようなことで、北海道は統一して3方式にしたということが書かれておりましたけれど、やはり、2030年に保険料を北海道全部を統一して同じにするということは、結果的には資産割が廃止されるというふうになると思うんですけれども、仁木町としてはいつ頃この資産割を廃止する予定なのか。統一期限まで資産割は残しておいた方が良く考えているのかどうかお聞かせください。

○議長（横関一雄） 渡辺ほけん課長。

○ほけん課長（渡辺吉洋） 現在、試算の方は、これから進めるところでございますが、北海道では2026年度（令和8年度）までを経過期間として、資産割を廃止するというふうになっております。今現在、仁木町については、令和3年度の予算を作成する途中でございます。その段階で、1月に入りましたら、試算の方を開始していくところでありまして、令和8年までには資産割を廃止していくという方向で進めていくとの考えで試算を始めるところでございます。

○議長（横関一雄） 上村議員。

○7番（上村智恵子） 資産割廃止が所得割等の引上げになり得るといふふうにありますけれども、被保険者の人数等により負担に差が生じるとは、子どもが多いほど高くなるということにつながるのでしょうか。

○議長（横関一雄） 渡辺ほけん課長。

○ほけん課長（渡辺吉洋） 資産割を取ってしましまして、資産割がない場合におきまして、もし、基金が足りなくなった場合などに引上げを考えていったときには被保険者の人数が世帯の中で多いほど、その部分のお金は多くかかるというふうになっております。

○議長（横関一雄） 上村議員。

○7番（上村智恵子） 3点目の均等割の子どもに対する軽減は、子どもの医療費が無料になっても負担に差が生じないようにするためです。他の健康保険には均等割がないからです。若い人を応援するためにも、ぜひ、この子どもの均等割軽減をしてほしいのですが、それはどう考えているのでしょうか。

○議長（横関一雄） 渡辺ほけん課長。

○ほけん課長（渡辺吉洋） 試算の段階におきまして、いろいろなパターンを検討してまいりますので、もし均等割の部分を下げた場合どういうふうになるかとか、いろんなパターンをやってみようと考えております。

○議長（横関一雄） 上村議員。

○7番（上村智恵子） やはり、仁木町ならではの払いやすい保険税に引き下げるべきだと思うんですね。積立て基金がある市町村は僅かしかありません。それでも少しでも国保税を安くしようと、法定外繰入れをしているところもたくさんあります。自治体独自の国保税減免実施の動きも更に広がっています。国は自治体に法定外繰入れの解消を迫り、新たなペナルティーの仕組みまで導入しようとしていますけれども、国保税の場合は地方税法第717条に基づく減免を行うための繰入れは削減、解消しなくても良い法定外繰入れと扱われることになっています。この場合、特別な事情の判断は自治体の首長の裁量に委ねられ、政令・省令の細かな規定はありません。今各地でこの規定を生かして、国保税、子どもの均等割を減免したり、多子世帯、ひとり親世帯、障がい者、障がい児のいる世帯、所得が生活保護基準を下回る世帯など様々な特別な事情がある世帯に、自治体独自の減免制度を適用していく取組が広がっています。

ぜひ、検討するということですので、その点も酌み取って、子どもの均等割を無くして欲しいと

思います。減免制度になりますと、10年後の改定で、国保税が統一されたときにも、この減免制度が生きてくると思いますので、ぜひ、仁木町で取り入れてほしいと思います。

先ほどの、特定健診でも言われていましたけれど、保険者努力者支援制度の指標の中にもありますように保険税収納率の向上、これもやはり払いやすい保険税なら皆さん払ってくれることが多くなると思うんです。本当に、10年後には保険税が上がるかもしれませんが、やはり仁木町独自で、この保険税はもうピンからキリまでありますけれども、ぜひ若い人が払いやすい保険税減税にしてほしいと思いますが、その減免制度だけではなく、保険税そのものも引き下げる計画というか、その資産割とか均等割の試算に入っているんでしょうか。それも入れて考えているんでしょうか。

○議長（横関一雄）渡辺ほけん課長。

○ほけん課長（渡辺吉洋）減免した場合、現在の減免している状況、それらも含めまして、試算を考えております。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）是非、この基金、先を見据えて基金を取っておくというのがありますけれども、基金がなければいように、皆さん努力して国保税を引き下げることに一所懸命になっているところなので、ぜひ、下げるのであればコロナ期の今しかないと思いますので、ぜひ、仁木町として、国保税の引下げをお願いしたいですけれども、町長の考えをお願いします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）上村議員の仰るとおり、本町の国保税に関しましては、今後、持続的な制度とするために様々なシミュレーションを立てて、今後の基金の状況をしっかりと考慮しながらですね、税率の見直しを図ってまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解していただきたいというふうに思います。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）以上で終わります。

○議長（横関一雄）以上で一般質問を終わります。

日程第9 議案第1号

報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第9、議案第1号『報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第1号でございます。報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について。報酬及び費用弁償に関する条例（平成3年仁木町条例第1号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和2年12月22日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、奈良教育次長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）奈良教育次長。

○教育次長（奈良充雄）議案第1号、報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、

ご説明申し上げます。

今回の条例改正に係る概要についてご説明いたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5において、学校の運営及び支援のため協議する機関を置くことが努力義務として規定されており、本町においても、学校評議員の会議やPTAの集会などで、地域住民や保護者の学校に対する意見を伺っていたところですが、今後においては、義務教育の9年間について、地域住民や保護者から意見を伺うだけではなく、方向性を合わせて、子どもたちの成長に関わっていく体制作りが必要と考え、学校運営協議会を設置することとしたところであり、これに伴い、協議会の会長及び委員については、地方公務員法第3条第3項第2号に該当する職となり、委員の報酬については条例において規定する必要があるため、今回の改正に至ったものであります。

内容につきましては改め文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明申し上げます。新旧対照表をご覧願います。右側が旧条例、左側が新条例となります。条文の改正につきましては、新条例中、別表第2の「予防接種健康被害調査委員会」の次に、「学校運営協議会」の欄を追加し、会長の月額報酬を6500円、委員の月額報酬を6000円とするものであります。附則は施行期日の定めであり令和3年1月1日からとするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第1号『報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第1号『報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第2号

令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第5号）

○議長（横関一雄）日程第10、議案第2号『令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第5号）』を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第2号でございます。令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第5号）。令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8508万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出

それぞれ43億5407万9000円とする。第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。地方債の補正、第2条地方債の変更は、第2表 地方債補正による。令和2年12月22日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては鹿内財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）鹿内財政課長。

○財政課長（鹿内力三）議案第2号、令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第5号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。12款、交通安全対策特別交付金から22款、町債まで、それぞれ補正いたしまして、歳入合計額に補正額の合計8508万2000円を追加し、補正後の歳入合計額を43億5407万9000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。1款、議会費から13款、諸支出金までそれぞれ補正いたしまして、歳出合計額に補正額の合計8508万2000円を追加し、補正後の歳出合計額を43億5407万9000円とするものでございます。

4ページをお開き願います。第2表 地方債補正、1. 変更でございます。地方債につきましては、各事業の実施に伴い変更を行うものでございます。町道中フレイトイ線整備事業は、限度額を1870万円から1810万円に、町道北町公園前線整備事業は、限度額を480万円から430万円にそれぞれ変更するものでございます。

下段、5ページをご覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、町税から22款、町債まですべての科目を載せたものでございます。

6ページをお開き願います。歳出でございます。1款、議会費から14款、予備費まですべての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳でございますが、国・道支出金が311万2000円の減、地方債が110万円の減、その他財源が392万9000円の減、一般財源が9322万3000円の増となっています。

7ページをお開き願います。事項別明細書歳入でございます。交通安全対策特別交付金につきましては、今年度交付される交付金が0円となったことから50万円を減額し廃款とするものでございます。

8ページをお開き願います。13款、分担金及び負担金、1項、負担金につきましては12万円の減額でございます。施設入所者負担金の徴収金額確定などに伴う減です。

下段、9ページをご覧願います。15款、国庫支出金、1項、国庫負担金につきましては41万8000円の減額でございます。国民健康保険基盤安定負担金の額の確定に伴う減です。2項、国庫補助金につきましては234万8000円の減額でございます。1目、総務費国庫補助金は、特別定額給付金の事業完了による減、2目、民生費国庫補助金のうち地域生活支援事業費補助金は、遠隔手話サービス事業実施に伴う増、障害者総合支援事業費補助金は、制度改正などの対応に係る給付支払い等システム改修に伴う増、3目、衛生費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対策として集団の歯科検診から個別の歯科検診に切替えたことに伴う乳幼児健康診査個別実施支援事業補助金の増です。

10ページをお開き願います。16款、道支出金、1項、道負担金につきましては177万3000円の減額でございます。1目、民生費道負担金は、後期高齢者負担金、2目、衛生費道負担金は、国民健康保険基盤安定負担金のそれぞれ額の確定に伴う減です。2項、道補助金につきましては、123万4000円の追加でございま

す。2目、民生費道補助金のうち、地域生活支援事業費補助金と遠隔手話サービス事業費補助金は、国庫補助同様、事業実施に伴う増、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金は、放課後児童クラブ・へき地保育所に非接触体温計や空気清浄機の整備に伴う増です。4目、農林水産業費道補助金のうち農業委員会活動推進事業交付金は交付決定に伴う減、北海道農業次世代人材投資事業補助金、環境保全型農業直接支払い交付金は、追加割当て内示及び交付単価見直しに伴う増です。3項、道委託金につきましては19万3000円の追加で、それぞれ権限委譲事務委託金の決定による増でございます。

12ページをご覧ください。17款、財産収入、1項、財産運用収入は21万円の減額でございます。利子及び配当金は、各基金の利子の確定による減です。

下段、13ページをご覧ください。18款、1項、寄附金につきましては1億18万円の追加でございます。一般寄附とふるさと納税に係る寄附金です。

14ページをお開き願います。19款、繰入金、1項、基金繰入金につきましては1023万円の減額でございます。1目、財政調整基金繰入金は財源調整のための減、2目ふるさと振興基金繰入金は、同基金を活用して行う出産祝事業の増、及び滞在施設整備事業等の減によるもの、3目、公共施設等整備基金繰入金は役場庁舎等複合施設中央監視装置更新工事の減によるものです。

下段、15ページをご覧ください。21款、諸収入、4項、受託事業収入は18万5000円の減額でございます。1目、教育費受託収入は、学校給食の赤井川村分の減、4目、共済金受託収入は、北海道町村会からのまちづくり人づくり交付金の交付額確定による減です。5項、雑入につきましては35万9000円の追加でございます。4目、雑入は、農業者年金業務委託手数料などの増と、戸籍事務協議会助成金等の減、6目、介護保険収入は介護予防サービス計画費収入の増です。

16ページをお開き願います。22款、1項、町債につきましては、先ほど地方債補正で説明したとおりでございます。

次に、17ページをお開き願います。歳出でございます。1款、1項、議会費につきましては64万5000円の減額でございます。職員手当などは人事院勧告に係る給与改定などによる議会議員、一般職、会計年度任用職員の期末手当及び一般職の勤勉手当の減、共済費は標準報酬額改定による減です。以降、各款における人件費などの補正は、同様の理由によるものでございます。旅費は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、北後志町村議会議長会視察研修などの中止に伴う減です。以降、各款における旅費の補正は、同様の理由による会議及び研修会などの中止に伴うものです。

下段、19ページをご覧ください。2款、総務費、1項、総務管理費につきましては2219万1000円の追加でございます。1目、一般管理費、給料は育児休業に伴う減、職員手当など共済費は給与改定などによる減、20ページ、報償費、21ページ、旅費、需用費は、仁木町功労者等表彰式の不開催、社会を明るくする運動不実施や事業執行状況による減、役務費は、職員採用試験実施に伴う増、負担金補助及び交付金は、全国町村会総合賠償補償保険分担金の額の確定などによる減です。

22ページ、3目、文書広報費は、郵便料の増です。4目、財産管理費、需用費は、庁舎修繕費の増、役務費は、新規公用車の損害保険料の増、工事請負費は入札による減です。

23ページ、5目、企画費、負担金補助及び交付金は、仁木町定住促進共同住宅建設費補助金の執行残の減、北海道並行在来線対策協議会の旅客流動調査を新型コロナウイルス感染症対策に係る懸念から実施しないこととしたことによる負担金の減です。8目、ふるさとづくり事業費は、ふるさと振興基金積立金の

増で、一般寄附利子積立て、ふるさと納税寄附積立てです。

24ページ、9目。特別定額給付金給付費は、すべて事業完了に伴う執行残の減です。

25ページ、2項。徴税費は20万3000円の減額でございます。1目。税務総務費、職員手当など、共済費は給与改定などによる減です。

26ページ、3項。戸籍住民登録費は8万7000円の減額でございます。1目。戸籍住民登録費、職員手当など、共済費は給与改定などによる減、旅費は全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会総会などの中止による減です。4項。選挙費は4万9000円の減額でございます。1目。選挙管理委員会費はすべて北海道選挙管理委員会連合会定期総会が書面開催となったことに伴う減です。

27ページ、5項。統計調査費は7000円の減額でございます。1目。国勢調査費、職員手当などは、給与改定などによる減です。

28ページをご覧ください。3款。民生費、1項。社会福祉費につきましては232万7000円の減額でございます。1目。社会福祉総務費、職員手当など、共済費は給与改定などによる減、旅費は民生委員協議会研修視察中止による減です。2目。老人福祉費、給料は、育児休業に伴う減、29ページ、職員手当など、共済費は給与改定などによる減、30ページ、役務費は地域包括支援センター電話増設に伴う増、委託料は介護予防プラン作成数見込みによる増、高齢者生活支援事業委託料は、新型コロナウイルス感染症対策事業の執行残の減です。負担金補助及び交付金、後志広域連合負担金は、介護保険システムの税制改正対応分の増です。扶助費は、施設入所者の措置解除による減です。3目。老人福祉費備品購入費は、見積り合わせによる減です。

下段、31ページ、4目。心身障害者特別対策費、委託料、備品購入費は、遠隔手話サービス事業に係る増、負担金補助及び交付金は、令和3年度の制度改正及び障害福祉サービス報酬改定に対応する障害者自立支援給付システム改修に係る増です。5目。国民年金事務費、給料は育児休業に伴う減、職員手当等、共済費は給与改定などによる減です。

32ページ、6目。後期高齢者医療費、負担金補助及び交付金は、北海道後期高齢者医療広域連合の令和元年度の療養給付費の決定に伴う減、及び後期高齢者医療特別会計繰出金の減によるものです。2項。児童福祉費につきましては45万8000円の減額でございます。1目。児童福祉総務費、職員手当などは給与改定などによる減、報償費は支給対象者見込み増による増、需用費及び備品購入費の増分は、道費補助を活用した放課後児童クラブ・へき地保育所に非接触型体温計や空気清浄機を整備するもの。施設管理用備品は入札による減、33ページ、負担金補助及び交付金は執行残による減です。3目。母子福祉費、償還金利子及び割引料は、前年度の国負担金の額の確定に伴う超過交付分の返還金です。

34ページをお開き願います。4款。衛生費、1項。保健衛生費につきましては182万5000円の追加でございます。1目。保健衛生総務費、職員手当などの共済費は給与改定などによる増減、委託料は、妊婦及び産婦の増によるもの、35ページ、負担金補助及び交付金は、余市協会病院救急医療体制維持補助金の増、繰出金は国民健康保険事業特別会計への繰出金の増です。2目。老人保健推進費、職員手当などは給与改定などによる減、報償費は栄養士の長期休暇に伴う代替栄養士分の増です。4目。環境衛生費、委託料はすべて見積り合わせによる執行残です。

36ページ、5目。上水道費、繰出金は、簡易水道事業特別会計の繰出金の減です。

下段、37ページをご覧ください。6款。農林水産業費、1項。農業費につきましては54万1000円の追加

でございます。1目、農業委員会費、2目、農業総務費、38ページ、3目、農業振興費の職員手当など共済費は給与改定などによる増減、負担金補助及び交付金は追加割当て内示及び交付単価見直しによるものです。5目、山村振興施設費、備品購入費は、見積り合わせによる減です。2項、林業費は財源内訳の変更です。

40ページをお開き願います。7款、1項、商工費につきましては7080万7000円の追加でございます。1目、商工総務費、2目、商工振興費の職員手当など共済費は給与改定などによる増減、需用費から、42ページ、備品購入費までは、多目的滞在施設管理運営経費と、ふるさと納税特産品贈呈事業にかかるものです。滞在施設の消耗品は、室内家具、寝具、家電製品、備品購入費は管理用パソコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機各6台などです。

下段、43ページをご覧ください。8款、1項、土木管理費につきましては2万7000円の減額でございます。1目、土木総務費、職員手当など共済費は給与改定などによる増減、役務費は保険料の減、負担金補助及び交付金はシンポジウム中止による減です。

44ページ、2項、道路橋りょう費につきましては、118万3000円の減額でございます。1目、道路橋りょう総務費、職員手当など共済費は給与改定などによる増減、報償費は、道路愛護組合報償の減です。2目、道路維持費、工事請負費、45ページ、備品購入費は入札及び見積り合わせによる減です。3目、道路新設改良費、委託料、工事請負費は入札による減です。3項、河川費につきましては3万円の減額でございます。1目、河川総務費、役務費は樋門管理業務の保険料の執行残、委託料は、余市川桜づつみ管理委託料で、見積り合わせによる減です。

46ページ、4項、住宅費につきましては6万6000円の減額でございます。職員手当など共済費は給与改定などによる増減です。

下段、47ページをご覧ください。9款、1項、消防費につきましては108万9000円の減額です。1目、消防費は財源内訳の変更です。3目、災害対策費、備品購入費は災害避難所用パーテーションの入札による減です。

48ページをご覧ください。10款、教育費、1項、教育総務費につきましては129万5000円の減額でございます。2目、事務局費、報酬は学校運営協議会委員の増、職員手当など共済費は給与改定などによる減、49ページ、旅費と使用料及び賃借料は小中一貫校の視察中止による減です。3目、教育振興費、負担金補助及び交付金は、新型コロナウイルス感染症対応として、中学生の修学旅行延期に伴う補助について、国のGoToトラベルを活用したことに伴う減です。2項、小学校費につきましては9000円の減額でございます。

50ページ、1目、学校管理費、職員手当などは給与改定などによる減です。3項、中学校費につきましては130万6000円の減額でございます。1目、学校管理費、職員手当などは給与改定などによる減、負担金補助及び交付金は大会中止による減です。4項、社会教育費につきましては22万3000円の減額でございます。1目、社会教育総務費、職員手当などは、支給区分の変更による寒冷地手当の増、共済費は給与改定などによる減、51ページ、使用料及び賃借料と負担金補助及び交付金は、新型コロナウイルス感染症防止対応による内容変更、活動自粛による減です。5項、保健体育費につきましては107万4000円の減額でございます。1目、保健体育総務費、職員手当などの共済費は給与改定などによる減、使用料及び賃借料は、大会などの中止による減です。

52ページ、2目。体育施設費は、すべて新型コロナウイルス感染症防止対応による町営水泳プールの開設日数の減少及び然別プールの休止による減です。3目。学校給食費、職員手当など共済費は給与改定などによる減、53ページ、旅費はパートタイム調理員の交通費増によるものです。

54ページをお開き願います。13款。諸支出金、1項。基金費につきましては20万4000円の減額でございます。1目。財政調整基金費から、3目。公共施設等整備基金費まで、それぞれ利子が決定しましたので、利子分の積立金の補正でございます。55ページ以降は、補正後の給与費明細書でございます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）4番・佐藤。

それでは質問をさせていただきますが、13ページの歳入でございますけれども、一般寄附のうち、ふるさと納税寄附金ということで、今回1億円が計上されておりますけれども、当初と合わせると3億円になるかと思えます。

それで、昨年の実績が2億4000万円を超えたということでございますが、今回3億円ということで、それを大きく上回る見込みでございますけれども、現時点での実績と、今回1億円を補正した根拠について伺いたいと思います。

○議長（横関一雄）嶋井産業課参事。

○産業課参事（嶋井康夫）只今の質問にお答えいたします。

まず、現時点での寄附額なんですけれども、11月末現在ということで集計をしております。その時点で、件数が6796件、寄附総額として1億6129万8000円という数字で押さえてございます。それに対して、今回1億円追加の根拠なんですけれども、昨年同期の11月末現在の額と比較しますと、今年度6000万円以上、既に多いという状況になってございます。それでいきますと、昨年度と同じように増えて行く、今後も寄附をいただけるというふう考えたときに3億円に達するというぐらいの、こちらの押さえとなってございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）もう1回説明を、ちょっと数字が良く理解出来ないんですけれども、今時点で6000万円多いということで、それで今、1億6100万円、これ11月末現在なんですけれども、3億円ですから8000万円ほど増えるというような予測でよろしいのでしょうか。

○議長（横関一雄）嶋井産業課参事。

○産業課参事（嶋井康夫）ちょっと私の説明がわかりづらかったかもしれません。

昨年11月末現在で、1億円ぐらいだったんですね。それに比べて、今年はもう既に1億6000万円と6000万円増えているということなんです。このペースですずっと増えた状態で昨年と同じ金額が入ってきたと仮定したら昨年が2億4000万円だったんで、今の6000万円の差がそのまま維持されるとしたら3億円だということなんです。わかりますでしょうか。一応そういうことで3億円という数字をはじかせていただいております。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）ちょっと理解出来ないです。

今、1億6000万円ですよ。それで、昨年同期と比較して6000万円ほど多いということで、これから一気に1億4000万円増えるという単純に、そういう見込みで、あと3月まででしたら4か月ないんですよ。それで1億4000万円も見込めるということでもよろしいのでしょうか、見込みがちょっと甘いような気がするんですが、どうでしょうか。

○議長（横関一雄）嶋井産業課参事。

○産業課参事（嶋井康夫）只今、佐藤議員のおっしゃるとおりで、この後で、まだ1億4000万円見込めるということでございます。

それはなぜかと言いますと、12月の1か月で、去年は1億円入っております。要は、年ごとの税の関係で駆け込みが多いということで、12月1か月で去年は1億円入っているということです。ですから、今年度11月末で1億6000万円、12月に1億円入ってくるとしたら、もう、12月末で2億6000万円になると、あとは1・2・3月で4000万円ということで3億円でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）なんとなく理解しました。

仮に、3億円見込んだとして、このふるさと振興基金への積立金、これは23ページにありますけれど、これでいくと3236万4000円が、この1億円に対しての積立金ということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（横関一雄）嶋井産業課参事。

○産業課参事（嶋井康夫）議員仰せのとおりでございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）最終的には、当初予算等も合わせますと、1億4000万円程度になるということで、かなりの寄附金、あるいは積立金が見込めるということで、相当、期待できるものとしております。

それに関連して、42ページの歳出の部分で、12節、委託料で、ふるさと納税特産品贈呈業務委託料ということで、6642万8000円を計上されておりますけれども、この内訳について説明をお願いします。

○議長（横関一雄）嶋井産業課参事。

○産業課参事（嶋井康夫）こちらの部分は、ふるさと納税の申込み等を扱っていただいている事業者さん、たくさんふるさと納税を扱っている事業者さんがございますよね。テレビのコマーシャル等でもやっているようなところもございます。そういうところの手数料、そういうような部分で委託をかけているという部分のお金でございます。うちの町では1社、レッドホースコーポレーションさんというところが中心になって、そういういろいろな掲載サイト、そういうところに載せているという状況があります。そちらの部分の料金でございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）これ1本で発注しているということなんですか。

当初予算で、この事業の説明資料の中で、委託料、当初予算では1億2686万1000円これを計上しております。この内容を見ますと、特産品の品代、これが6000万円見込んでいます。それと返礼品の送料として3300万円を見込んでいます。特産品贈呈事業委託料ということで、先ほど仰っていた民間業者に、これはおそらく公募型のプロポーザルでされていると思うんですけど、そう以前、説明をされていまして、それは理解するところなんですけれど、これを1本で発注するとすれば、今、既存の既に契約されている部分、これとの関連はどのようにこれ契約されるのでしょうか。これはやはりこれ、私はあくまでも

特産品の贈呈委託事業委託料ということで、これ3252万792円、この金額は当初予算なんですけど、これで契約されて、あとはこの委託料の中で、それぞれ特産品だとか、送料だとかありますんで、それらを処理していくということだと思います。そうしないと、ちょっとややこしい話になるのか、良く私も理解出来ないんですけど、当初予算は当初予算で精算するんでしょうか。それで、今回1億円の分は、新たに契約をされるのか。その契約内容・方法についてちょっとご説明願います。

○議長（横関一雄）暫時休憩します。

休 憩 午後 2時48分

再 開 午後 3時05分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

先ほどの佐藤議員の質疑に対する答弁が残っておりますので、これを求めます。嶋井産業課参事。

○産業課参事（嶋井康夫）お時間をいただきましてありがとうございます。

先ほどの佐藤議員からの委託料の部分のご質問に対してお答えしたいと思います。

まず、ふるさと納税の掲載サイト及び発送代金等、その辺を納税特産品贈呈業務委託料としている部分は、実際に納税のあった額に対して何%という契約になっておりますので、レッドホースさんというところが、全部のいろんなサイトから入ってくるものを全部集計して仁木町の特産品を発送する作業、買い付けから発送までの予算も全部含んでやっていただいているわけなんですけれども、そのケース1件当たりに6%ですとか、5.5%だとかという、そのサイトごとに多少差があるんですけれども、その手数料を払う分、それをパーセンテージ割りでやっていますので、契約が変更ということにはならないです。このままの契約の中で動かしていくということになります。その中で、今回の部分として、ここの委託料の積算の中では1億円増えるので、当然その内の返礼品は3割以内ということなので、この1億円のうちの3000万円分は、返礼品に充てる分というお金、それと送料などに関しましては地域によって差があるので、平均すると大体1か所当たり1650円かける件数が当初の段階では2万件というふうに見ていたの、それをもう1万件増えるということで、その分で1650万円というような積み上げでこの数字を出させていただいております。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）そういうことになると、簡単に言うと、出来高方式ということでしょうか。

○議長（横関一雄）嶋井産業課参事。

○産業課参事（嶋井康夫）議員仰せのとおりでございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）わかりました。

それでは、次に40ページの2目、商工振興費で、10節、需用費の中で、多目的滞在施設管理運営費ということで、消耗品から燃料・光熱水費等々を、合わせて176万9000円、これを今回、計上されておりますけれども、これは単純に、オープンするまでの準備費、いろいろその消耗品だとか、いろいろなものをそろえなければいけないということで、その準備費ということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（横関一雄）嶋井産業課参事。

○産業課参事（嶋井康夫）オープンするまでに必要なものをそろえるということでの準備費という考え方

でよろしいかと思ます。

ただその中に、光熱水費などに関して基本料金かかってくる部分は、当然1か月の基本料金等も含まれております。以上です。

○議長(横関一雄) 4番・佐藤議員。

○4番(佐藤秀教) それでは、今年度は建物躯体部分の建設ということで、来年度は外構工事ということになると思うんですが、それでは、いつ頃のオープンを予定しているんでしょうか。

○議長(横関一雄) 嶋井産業課参事。

○産業課参事(嶋井康夫) オープンの時期は、非常に難しいところで、現在全国的にも新型コロナウイルスの感染が拡大しています。それでまた、医療・介護の現場においても逼迫した状況にあることが報道などでもされています。特に北海道においては、道独自の警戒ステージ3に上げられ、非常に厳しい状況にあります。それで、札幌市・旭川市での医療機関・介護施設等での頻発しているクラスターの発生と医療崩壊ともいえる状況を鑑み、いつ本町においてもこのような状態が、近隣自治体においても発生してもおかしくないというようなことを今の状況で考えて想定していきますと、医療体制が脆弱な本町においては、まだしばらく特段の対応が必要となってくることと、改めて認識しているところでございます。このため現在、整備をしている多目的滞在施設が1日も早く完成し供用が開始できるよう努めているところでありますけれども、海外でのワクチン接種などが今始まり、その動向に関心が集まっているという一方で、イギリスなどでは、感染力が極めて強いとされるウイルスの変異種が確認されているなど、コロナの収束が全く見通せない状況になってきているということで、当面は、Withコロナ期に対応した、町民の安全と健康に資する施設として適切に活用できるように努めていこうということで、観光という部分でいきますと、まだしばらくですね、そちらの方は。

すいません。いつできるかという部分に関しましては、申し訳ありません。

今の段階では、1月中ぐらいに基礎工事の方が完了するような感じで進んでおります。まだこの後の天候次第で多少は変わるかもしれないですけども、1月末に基礎工事が終わって、その上にですね、建物の方は千歳の工場でもう既に作り出しておまして、その基礎完成時に合わせて持って来られるぐらいの勢いで今準備を進めているところでございます。2月の中旬ぐらいまでに設置が完了し、そのあと、電気・水道・ガス、そういったものを整備して3月上旬に完成という運びで今考えているところでございます。

○議長(横関一雄) お疲れなところすいませんけれども、きちんと質疑の内容を確認してから、答弁をお願いいたします。4番・佐藤議員。

○4番(佐藤秀教) そんなことを聞いているんじゃないんですね。

いつ頃オープンなのか、来年度のいつ頃オープンするのかということを聞いているんですよ。

先に私が言ったのは、今年度中に、3月までに躯体部分、建物部分が完成しますよねと、来年は、いつ頃発注になるかわかりませんが、雪の関係もあると思いますから、外構工事が発注される予定ですよ。来年は、それを終えて、いつ頃のオープンを予定しているのですかということ聞いています。

○議長(横関一雄) 嶋井産業課参事。

○産業課参事(嶋井康夫) コロナ感染に関わる部分として利用するのは、3月上旬ぐらいというふうに考えております。それで観光に関しては、コロナ収束後ということで、まだ先がちょっと見えないということでございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）これ後で条例のところでも聞こうと思ったんですけど、この一点だけ、確認の意味も含めてですね。Withコロナ期においては、町直営で運営されるんですか。

そして、Afterコロナ期においては、民間事業者、宿泊あるいは旅行に精通した民間事業者に公募をして、指定管理者で運営をするという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（横関一雄）嶋井産業課参事。

○産業課参事（嶋井康夫）佐藤議員の仰るとおりでございます。

○議長（横関一雄）他にございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第2号『令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第5号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第2号『令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第5号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第3号

令和2年度余市郡仁木町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（横関一雄）日程第11、議案第3号『令和2年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第3号でございます。令和2年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）。令和2年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ18万5000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1794万5000円とする。第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和2年12月22日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、鹿内財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）鹿内財政課長。

○財政課長（鹿内力三）議案第3号、令和2年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。3款、財産収入、4款、

繰入金、6款、諸収入を補正いたしまして、歳入合計額から補正額の合計18万5000円を減額し、補正後の歳入合計額を2億1794万5000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費、5款、基金積立金を補正いたしまして、歳出合計額から補正額の合計18万5000円を減額し、補正後の歳出合計額を2億1794万5000円とするものでございます。

下段、3ページをご覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、国民健康保険税から7款、国庫支出金まですべての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費から6款、予備費まですべての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳でございますが、その他財源が7000円の増、一般財源が19万2000円の減となっています。

5ページをお開き願います。事項別明細書、歳入でございます。3款、財産収入、1項、財産運用収入につきましては7000円の追加でございます。国保財政調整基金利子の追加でございます。

6ページをお開き願います。4款、繰入金、1項、一般会計繰入金につきましては140万9000円の追加でございます。保険基盤安定負担金の交付額の決定に伴う減、一般会計繰入金は、国保財政安定化支援事業の額の確定などに伴う増によるものです。2項、基金繰入金につきましては1101万5000円の減額でございます。後志広域連合返還金などに伴う財政調整基金繰入金の減です。

下段、7ページをご覧ください。6款、諸収入、3項、雑入につきましては941万4000円の追加でございます。後志広域連合負担金の精算に伴う返還金の追加でございます。

9ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費、1項、総務管理費につきましては19万3000円の減額でございます。1目、一般管理費、職員手当など共済費は給与改定などに伴う減です。負担金補助及び交付金は、国民健康保険中央会負担金の増です。

10ページをお開き願います。5款、1項、基金積立金につきましては8000円の追加でございます。国保財政調整基金への利子積立分の増です。11ページ以降は、補正後の給与費明細書となっております。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第3号『令和2年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第3号『令和2年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）』は、

原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第4号

令和2年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（横関一雄）日程第12、議案第4号『令和2年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）』を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第4号、令和2年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）。令和2年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9万6000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1751万9000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和2年12月22日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては鹿内財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）鹿内財政課長。

○財政課長（鹿内力三）議案第4号、令和2年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。3款. 繰入金と5款. 諸収入を補正いたしまして、歳入合計額から補正額の合計9万6000円を減額し、補正後の歳入合計額を4億1751万9000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。1款. 総務費、2款. 施設費を補正いたしまして、歳出合計額から補正額の合計9万6000円を減額し、補正後の歳出合計額を4億1751万9000円とするものでございます。

下段、3ページをご覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款. 使用料及び手数料から6款. 町債まですべての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款. 総務費から4款. 予備費まですべての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳でございますが、その他財源が61万6000円の増、一般財源が71万2000円の減となっています。

5ページをお開き願います。事項別明細書歳入でございます。3款. 繰入金、1項. 一般会計繰入金につきましては、消費税還付金の確定などに伴い72万1000円の減額でございます。

6ページをお開き願います。5款. 1項. 延滞加算金及び過料につきましては、消費税還付の加算金9000円を追加するものでございます。3項. 雑入につきましては消費税等還付金61万6000円を追加するものでございます。

7ページをお開き願います。歳出でございます。1款. 総務費、1項. 総務管理費は3万1000円の減額でございます。1目. 一般管理費、職員手当など共済費は給与改定などに伴う増減です。2目. 維持管理費は財源内訳の変更です。

8ページをお開き願います。2款、1項、施設費は6万5000円の減額でございます。すべて給与改定などに伴う減です。9ページ以降は、補正後の給与費明細書となっております。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第4号『令和2年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第4号『令和2年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第5号

令和2年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（横関一雄）日程第13、議案第5号『令和2年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第5号でございます。令和2年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）。令和2年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ466万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7336万8000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和2年12月22日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、鹿内財政課長の方から申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）鹿内財政課長。

○財政課長（鹿内力三）議案第5号、令和2年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。1款、後期高齢者医療保険料、3款、繰入金、6款、国庫支出金を補正いたしまして、歳入合計額に補正額の合計466万5000円を追加し、補正後の歳入合計額を7336万8000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費、2款、後期高齢者医療広域連合納付金

を補正いたしまして、歳出合計額に補正額の合計466万5000円を追加し、補正後の歳出合計額を7336万8000円とするものでございます。

下段、3ページをご覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、後期高齢者医療保険料から6款、国庫支出金まですべての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費まですべての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳でございますが、国・道支出金が1万6000円の増、一般財源が464万9000円の増となっています。

5ページをお開き願います。事項別明細書、歳入でございます。1款、1項、後期高齢者医療保険料につきましては559万6000円の追加でございます。特別徴収保険料が減、普通徴収保険料の増によるものです。

6ページをお開き願います。3款、繰入金、1項、一般会計繰入金につきましては、主に北海道後期高齢者医療広域連合への事務費負担金、保険基盤安定負担金の減に伴う94万7000円の減額でございます。

下段、7ページをご覧ください。6款、国庫支出金につきましては、款を新設し、1項、国庫補助金、1万6000円を追加するものでございます。電算処理システムの改修費補助です。

9ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費、1項、総務管理費は6万4000円の追加でございます。1目、一般管理費、職員手当など共済費は給与改定などに伴う減です。負担金補助及び交付金は電算処理システム改修費の負担金です。

10ページをお開き願います。2款、1項、後期高齢者医療広域連合納付金は460万1000円の追加でございます。保険料納付額の増、事務費負担金、保険基盤安定負担金の減に伴うものです。11ページ以降は補正後の給与費明細書となっております。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第5号『令和2年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第5号『令和2年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第6号

仁木町議会議員及び仁木町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

○議長（横関一雄）日程第14、議案第6号『仁木町議会議員及び仁木町長の選挙における選挙運動の公費

負担に関する条例の制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第6号でございます。仁木町議会議員及び仁木町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について。仁木町議会議員及び仁木町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を別紙のとおり制定する。令和2年12月22日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、岩佐総務課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）岩佐総務課長。

○総務課長（岩佐弘樹）議案第6号、仁木町議会議員及び仁木町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定につきまして、ご説明いたします。

この度の条例制定の背景といたしましては、公職選挙法の一部を改正する法律が制定され、令和2年12月12日から施行されることに伴い、これまで都道府県及び市が対象とされてきた選挙公営を町村にも拡大することとなりました。本町においても、この度の法改正を踏まえ、選挙における立候補の環境を改善するため、公職選挙法に定める選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、及び選挙運動用ポスターの作成について公費負担することとし、そのため、必要な事項を定める新たな条例を整備するものであります。

本条例につきましては、全部で12条の条文により構成されており、各条文についてご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1条では、本条例の趣旨を定めており、公職選挙法に基づき、仁木町議会議員及び仁木町長の選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関し、必要な事項を定めるものとしております。第2条では、選挙運動用自動車の使用の公費負担について、候補者1人当たりの選挙運動期間における限度額を定めたものです。候補者は、6万4500円に立候補の届出があった日から選挙期日の前日までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用自動車を公費負担で使用することが出来ます。ただし書は、国政選挙の場合と同様、供託物が仁木町に帰属しない場合にのみ公費で負担することを定めています。この度の公職選挙法の一部改正により、町村議会選挙における供託金制度が導入され、その額は15万円とされました。その供託金が没収されない得票を得た候補者が、公費負担の対象者となります。逆に、供託物が仁木町に帰属したとき、つまり没収されたときは、候補者は契約事業者からの請求に基づき、契約金額を直接支払うことになるというものであります。第3条では、選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出について、前条の規定の適用を受けようとする者は、選挙運動用自動車の使用に関し有償契約を締結し、仁木町選挙管理委員会に届出なければならないと規定しております。

2ページにまいりまして、第4条では、選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払い手続について規定し、契約類型ごとの公費負担限度額を定めています。第1号は、一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約、いわゆるハイヤー方式契約の場合、1日1台のみ6万4500円を限度額とし、選挙運動日数分を公費負担とする旨を定めております。あくまでも立候補届出日から選挙期日の前日までの間で、実費のみが対象になるというものであります。第2号は、一般運送契約以外の契約、いわゆるレンタカー方式契約の場合の規定で、三つの区分で金額を定めております。アとして、1日1台のみ1万5800円を限度額とする旨を定め、イとして、燃料供給契約の限度額を1日当たり7560円以内とし、選挙管理委員会が確認した

金額とするものです。

3 ページにまいりまして、最後に、ウとしまして、運転手雇用契約の限度額を定めており、1日1人のみ1万2500円以内とする規定であります。第5条では、選挙運動用自動車の使用の契約の指定について定めており、公職選挙法施行例第109条の4第3項に従った規定であります。複数の契約がある場合には、候補者の指定するいずれか一方の契約が締結されているものとみなされ、両方の制度を同時に利用することは出来ないという規定であります。第2条から第5条までにかかる選挙運動用自動車の使用の公費負担限度額を参考までに申し上げますと、選挙運動日数は最大5日ですから、一般運送契約、いわゆるハイヤー方式の場合は、1日1台6万4500円かける5日イコール32万2500円となります。一方、自動車借入契約、いわゆるレンタカー方式の場合は、車代が1日1台につき1万5800円かける5日イコール7万9000円。燃料供給契約分が1日当たり7560円かける5日イコール3万7800円。運転手雇用契約分が1日1人1万2500円かける5日イコール6万2500円で、合計17万9300円となります。第6条では、選挙運動用ビラの作成の公費負担について定めております。こちらも供託物が仁木町に帰属しない場合にのみ公費で負担することを定めています。第7条では、選挙運動用ビラ作成の公費負担の適用を受けるためには、業者との間で有償契約を締結して、委員会の規定に従い届出書の提出を義務付けたものであります。

4 ページをお開き願います。第8条は、選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続についての規定で、公費負担の限度額と業者からの請求に基づいて業者に対して支払うことを定めたものであり、単価と作成枚数にそれぞれ限度を設けるものであります。なお、委員会が確認していない場合、及び枚数を超過した場合の超過部分は公費負担の対象外となります。単価の限度額は7円51銭、作成枚数の限度額は法第142条第1項第7号より町長選挙は5000枚、町議選挙は1600枚となります。第6条から第8条までにかかる選挙運動用ビラ作成の公費負担限度額を参考までに申し上げますと、町長選挙の場合は7円51銭かける5000枚イコール3万7550円、町議選挙の場合は7円51銭かける1600枚イコール1万2016円となります。次に、第9条は選挙運動用ポスターの作成の公費負担について定めております。こちらも供託物が仁木町に帰属しない場合にのみ公費で負担することを定めています。本条は公職選挙法第143条第15項の規定を受けた条例の規定で、ポスター掲示場に掲示するポスターが、公費負担の対象となります。第10条は、選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出についての規定で、選挙運動用ポスター作成の公費負担の適用を受けるためには、業者との間で、有償契約を締結し、委員会の規定に従い、届出書の提出を義務付けたものであります。第11条は、選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払い手続についての規定で、ポスター作成費用の単価と、作成枚数にそれぞれ限度を設けるとともに、ポスター作成費用については、業者からの請求に基づいて業者に対して支払うことを定めたものです。単価の限度額は525円6銭にポスター掲示場数を乗じて得た金額に31万500円を加えた金額をポスター掲示場数で除した金額、作成枚数の限度額は、ポスター掲示場の数かける2とするもので、委員会が確認したものに限るというものであります。第9条から第11条までに係る選挙運動用ポスターの作成の公費負担限度額を参考までに申し上げますと、単価は525.06円かける30か所、プラス31万500円を本町のポスター掲示場数30か所で割った額、つまり1万876円が単価限度額となります。作成枚数の上限は、本町のポスター掲示場数30か所かける2で60枚、以上により公費負担限度額は1万876円かける60枚イコール65万2560円となります。

最後に、5 ページをお開き願います。第12条は委任についての規定で、この条例の施行に関する必要な事項について、委員会に規程の作成を委ねるというものであります。附則につきましては施行期日の定め

であり、この条例は公布の日から施行し、同日以後にその期日を告示される選挙から適用するものであります。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第6号『仁木町議会議員及び仁木町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。したがって、議案第6号『仁木町議会議員及び仁木町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第7号

仁木町多目的滞在施設設置条例の制定について

○議長（横関一雄）日程第15、議案第7号『仁木町多目的滞在施設設置条例の制定について』を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第7号でございます。仁木町多目的滞在施設設置条例の制定について。仁木町多目的滞在施設設置条例を別紙のとおり制定する。令和2年12月22日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、嶋井産業課参事の方よりご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）嶋井産業課参事。

○産業課参事（嶋井康夫）議案第7号、仁木町多目的滞在施設設置条例の制定について、ご説明いたします。

はじめに、この度の条例制定の背景であります。新型コロナウイルス感染症により、医療・介護従事者などが、同居する家族等への感染リスク不安から、職場離脱し、医療・介護崩壊することのないよう、多くの自治体では、医療・介護従事者が、家族への感染を心配することなく安心して働けることができるよう、民間ホテル等の宿泊施設を確保しています。本町では、宿泊施設の確保が難しいため、国からの新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用し、宿泊施設の整備を開始したところでございます。新型コロナウイルス感染症が収束する段階では、テレワークの普及により、都市部から地方へ生活や仕事の間を移す人や、観光客等の宿泊施設として有効活用するため、新たに仁木町多目的滞在施設設置条例を制定するものでございます。それでは、制定文によりご説明申し上げます。

1ページをご覧ください。本条例は、全部で21の条例で構成されているものでございます。まず、第1条は、施設の設置目的で、先ほど述べたとおり医療・介護崩壊を回避するために設置し、収束時には地域

経済の振興を図るため、施設を設置するという規定でございます。第2条は、施設の名称と位置を規定しております。第3条は、利用できる時間体を定めているものでございます。第4条は、使用許可についての規定であります。第5条は、施設や附属施設を損傷もしくは汚損又は滅失することなど、施設内での行為の禁止事項について規定してございます。

続いて、2ページをお開きください。第6条では、泥酔者など施設の使用の禁止又は制限をかける事項を規定してございます。第7条は、使用許可の条件に違反したときなど使用許可の取消し又は制限をかける事項を規定してございます。

続きまして、3ページをご覧ください。第8条は、使用料について規定しているものでございます。第9条は、使用料の減免について、第10条は、使用料の還付について規定してございます。第11条は、損害賠償と、その免除、減免について規定してございます。第12条は、施設の管理の代行について規定しているものでございます。第13条は、利用料金を指定管理者の収入として収受させることができることや、利用料金の変更などについて規定しております。

続いて、4ページをお開きください。第14条は、利用料金の免除、第15条は、利用料金の還付について規定してございます。第16条は、目的達成のため必要な事項を行うことができることを規定しております。第17条は、指定管理者の収入とする場合の適用除外について規定しております。第18条は、施設及び附属施設の維持管理に関することなど指定管理者が行う業務について規定しております。

続きまして、5ページをお開きください。第19条は、指定管理者が行う管理の基準について規定しております。第20条は、町長は施設の管理の適正化を図るため調査、報告、指示について規定しております。第21条は、規則への委任についての規定でございます。附則につきましては、施行期日の定めでありまして、規則で定めた日から施行するというものでございます。

5ページの下段から6ページにかけては、使用料に関する一覧でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）4番・佐藤。

何点か質問させていただきます。

最初に使用料について伺いますけれども、この施設は先ほどご説明のとおり、目的については理解をしたところでございますけれども、Withコロナ期においては、町内の医療機関、あるいは介護施設等における医療・介護従事者、要するに町民を対象にしているということでもありますけれども、そうした場合に、ここは4人部屋ですよ。仮にそのような施設で、Withコロナ期にクラスターが発生したとして、当然、家族へ負担がかからないように、あまり良い言い方ではないですけど、従事者を隔離するというようなことになろうかと思えます。そうしたときに、日中、そういう厳しい現場において、医療・介護の業務に従事した方が相当ストレスを抱えて、この施設に滞在することになったとして、1泊、2泊ではないと思うんですよ。やはり最大で、前のご説明では2週間という設定がございまして、場合によっては2週間滞在することになると思えます。しかも、同じ施設内であっても、他人です。他人同士が複数人で長期にわたって滞在しますといったときに、先ほど言いましたように、日中かなりストレスのたまった現場で業務をしていくわけですから、当然、個室であればわかります。個室であれば、例えば家族に電話も出来る

でしょうし、時間を関係なく、ある程度自由に行動できると思うんですが、やはり4人部屋、相部屋となると相当規制されると思います。ましてや今、プライバシーの尊重、そういう問題もあります。それで、そういう部分からいくと宿泊者に相当負担がかかると思います。4人であれば1人当たり約4000円になります。仮にどうしても、そういうのが嫌だということで、1人で泊まりたいといったときには1万6500円になりますよね。そうした場合に、例えば医療機関なりそういうところで借り上げていただければ、費用的な負担は軽減されるもののやはりプライバシー、あるいは精神面での不満という部分は解消されないと思います。その辺については、使用料を設定する段階で、そういう部分も含めて検討はされているのでしょうか。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）実際に、Withコロナ期で今想定している、その家族の方が出た場合の一時的な避難といえますか、隔離のリスクを軽減するための施設として活用する場合についてでございますけれども、その場合の前提条件として、先般、全員協議会の中でお話しさせていただきましたけれども、一応、無償ということでお貸ししたいというふうに思っております。それから、あとは施設の利用なんですけれども、基本的に例えば1家族ユニットで、1家族、例えば4人の家族の方で入られるとかということについては1棟丸ごと使っていただくことになると思いますし、あとは色々プライバシー等の問題に配慮しなければならない場合については極端なことを言うと、1棟の中でお1人というケースもあるのかなというふうに思っております。それは状況を見ながらだと思いますし、また、かなり施設の利用が逼迫したと言いますか、タイトな状況になった場合については、ある程度、相部屋と言いますか、そういったことも想定できるのかなとは思っておりますけれども、最大限、利用者のプライバシーなり居住、先ほど言われたストレスが非常に溜まる状況の中だと思いますので、その辺は配慮をした中で運用していきたいというふうに考えております。以上であります。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）大変申し訳ありません。そういう説明があったんですね。ちょっともう忘れてしまったようで、大変申し訳ありません。

それであれば、理解するところなんです、それでは1人でも4人部屋、相部屋ですけど、1人でも1つの部屋をお借りできると、お貸しするという事で理解してよろしいのでしょうか。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）先ほど話しましたけれども、状況に応じた中で、適宜対応させていただくということになりますので、そういった場合も当然想定されると思います。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）ぜひ、その辺は臨機応変にですね、やはりそのプライバシーの尊重というものは最大限配慮しなければならないと思いますので、また、この施設を有効に活用していただくことが、この施設の目的でありますので、ぜひ、そういう方向で検討してほしいと思います。

それで施設の運営について伺いますけれど、先ほどの予算の中でも質問させていただきましたけれども、Withコロナ期においては、町が直営で管理運営するということでの話でありましたけれども、こういう施設を町の職員がはじめて行うような業務だと思うんです。それで、早ければもう3月ぐらいから、オープンするような話もされていきましたので、その辺の業務体制なり、職員の育成については、どのようにお

考えでしょうか。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）非常に切迫した状況なので直ちに使うということも想定されますが、当然、ホテル業務に精通した職員もおりません。しかし、実際必要なものはすべてそろえておりますので、入居者の方ともご相談しながら、いろいろご協力をいただきながら住んでいただくという形になるかと思えます。実際、万全な体制ではないとは思いますが、一応、努力して入居者の協力のもとで、何とか運営していきたいというふうに思っております。当然その後通常の状態になったときについては、本当に然るべき、従前から説明しているとおり、観光等に精通した方、然るべき方に指定管理なりをお願いして行なうという形になりますけれども、当面については、職員の中で協力し合いながら、また、利用者の協力をいただきながら進めていきたいというふうに考えておりますのでご理解していただきたいと思えます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）やはりこれは新型コロナの関係ですから、相当やはり町民の皆さんもそうですけれども、入居される方、あるいは対応する職員の方々についても、やはり感染と本当に背中合わせで業務をしなければならぬと思うんです。ですから、変な話その施設から風評被害も想定されると思えます。ですから、そのようなことのないような体制を取ってほしいと私は思っているんですけれども、あるいは、人材育成、当然精通した職員はおりませんので、ましてこれはコロナです。これは相当シビアにかかっていると、いろんな問題に発展していくんじゃないかという、私はそういう懸念をしております。その辺については、どのようにお考えでしょうか。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）全員協議会の中でも、その辺のお話しもさせていただいたと思うんですけれども、当然いろんなことが懸念されると思えます。基本的に今までのいろんな全国的な事例の中で、非常に心ないお話をいただいたとか、そういったことも考えられないわけではないと思えますけれども、そういったことがないようにですね、まず、特に施設の周辺の方には、きちんと説明をさせていただきたいと思っておりますし、また町民の方に対してもですね、もしそういった形で施設を使用するに当たっては、最大限配慮して、皆さまに影響がないような形にしたいということと、また合わせて、風評等の原因になるようなそういった言動がないようお願いをさせていただきたいというふうに思っております。

それからまた、当然先ほどの話の繰り返しになりますけれども、職員が慣れない中ではございますけれども、そういったいろんな事案を体験した中で、積み重ねて適切に運営できるよう努力していきたいというふうに考えております。以上であります。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）ぜひ保健所なり、そういうところでの研修を受けるなり、やはりその辺は万全を期して準備を進めてほしいと思えます。

それで、当施設は無人システムで運営されるということで、1番心配なのが、宿泊される方が安心して安全に施設を利用していただけるという、これが大前提になろうかと思えます。それで防犯等のセキュリティーについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（横関一雄）嶋井産業課参事。

○産業課参事（嶋井康夫）只今のご質問ですけれども、Withコロナ期の滞在、それに関しましては、無人

のシステムを入れるのではなく、役場の方で鍵をお貸ししてレンタルルーム的な感じ、そういうような形でご使用いただくということで考えております。無人の管理という部分はAfterコロナ期になって、観光客又はお仕事等で仁木町に来られる一般の方がお泊まりになる場合、そのときに無人管理のシステムを入れるということで考えてございまして、そちらの方の無人管理の部分は、利用者がインターネットで申込みをして、それで予約コード番号を取得して滞在施設に来て、その横に併設している受付等で、更にその予約番号による受付を行うことによって、そこで無人管理をやる事業者さんの方とオンラインでつながって、そこでチェックインをするというシステムになる予定でございまして。その段階で、顔をその場でお互いに見ながら話をするという形で、部屋の番号並びに部屋の鍵のまた暗証番号をそこで教えるという形で部屋に入ってもらおうというチェックインになります。万が一、部屋に入った後、何か問題があるということで、緊急の連絡がある場合には無人管理の事業者さんの方の連絡先を教えておいて、そちらに連絡を取ってもらいます。そうすると、その事業者さんの方に連絡が来たら、すぐに施設のほうに人を派遣するというようなシステムになります。また、一般の方々、施設に関係ない方々がいたずら等で来られたときに困る、又は施設に入られる方をきちんと管理するというので、その受付棟並びに施設の外の部分に防犯カメラを全部で3台設置するというので考えてございまして。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）指定管理者の部分であれば、おそらく遠隔操作で受付等はできると思うんですけど、実際何か事が起きたときに、仮に小樽・札幌の業者さんであれば、時間もかかりますよね。当然来るまでに。そういうことは想定していないのでしょうか。まして職員が慣れない業務の中で果たしてきちんと対応できるのかどうか、それも心配されます。実際フルーツパークのコテージに宿泊されている方、それはどのような対応をされているのでしょうか。

○議長（横関一雄）嶋井産業課参事。

○産業課参事（嶋井康夫）フルーツパークの方はコテージに宿泊の利用のあるときは、管理棟、大きな建物の中に1人居てもらって、それで対応するという形をとっております。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）そうですね。

やはり近場にはないと、なにがおきるかわからないという状況の中で、特にAfterコロナ期においては誰がどう宿泊されるかもわからないですし、やはりすぐ飛んできて、すぐ対応できるような状況でないと、私は、ちょっと泊まる方が不安じゃないかなと思います。その辺の検討はどうされていますでしょうか。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）無人については一般的に、今広く普及している手法なんで、特段問題ないとは思いますが、当然、ご指摘のような部分が想定されます。それで、実際に運営については指定管理者が運営されますので、指定管理者の方でそちらのセキュリティーの関係については業者の手配をするということになるかと思いますが、今、余市町とか小樽市の近隣で同じように施設を運営されている業者の方がいらっしまして、事前にそういった方、何社かの方と相談させていただいております。それでも、ここが正式に動いた場合については、そういったところも協力していただけるという話も伺っておりますので、そういった点については心配なく対応できるというふうに考えているところでございまして。以上であります。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）何とか万全を期してやってほしいと思うんですが、理想からいくと、今、観光管理センター、そこにそういうものがあれば、すぐ対応できるという部分もありますので、それらも含めてやはり検討する必要があるのではないかと考えています。ぜひそれは検討してみてください。

それと、未だコロナの収束が見込めないという状況の中で、ずっとWithコロナ期である、長引くと収入もかなり入ってこないという状況もあります。それで、このAfterコロナ期をどう判断するのか。それによっては指定管理者の選定・公募なんかも、当然、いつ頃になるのか、準備も必要になってくると思います。これ、ずっと例えばこれから1年ぐらいWithコロナ期が続いたとして、1番かき入れ時のゴールデンウィーク、あるいは夏休み時期を逃してしまうとなったときに、収束宣言はしないまでも、もうかなり下火になってきている、場合によっては早ければ3月頃ワクチンの接種が始まるのではないかとという話もござります。その見極め方、やはり収入を入れないと、せっかくこれだけの施設ですから、何とか収入につないでほしいと思うんですけど、その辺の考え方というのはどうお考えでしょうか。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）ご指摘のとおりだと思いますけれども、今先ほど、予算の関係でも産業課参事の方からも関連したお話をさせていただきましたが、今やはり非常に切迫した状況の中で、町民の安全を守るために必要な施設あるということで、それを念頭に、当面運用していきたいと思っております。

そして、その中でコロナ等のリスクがなくなった中で晴れて、正式に観光等の目的の中で活用していくということになるかと思えます。今の状況としてはですね、そういったものを見通せないというのが正しい判断だと思っております。ですから、今は取りあえず1日も早く施設を作って、医療・介護の方がリスクなく安心して働いていただけるそういった施設としてですね、至急、用意をさせていただいて、そして当面の対応をしていきたいというふうに思っておりますし、また、見極め等についてはですね、仮定の話になるかと思えますけれども、やはり医療の状況、それからワクチン等の治療方法などを踏まえてですね、総合的に判断した中で、当然リスクがなくなったと判断される中で観光等の目的で活用していきたいということになるかと思えます。以上であります。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）ぜひその辺も、流動的になろうかとは思いますが、その辺はしっかり見極めてですね、早い時期に少しでも収入につながるよう努力してほしいと思います。

最後にもう1点、駐車場の関係で、ちょっと細かい話になりますけれども、この駐車場については、日中、結構車が、特にお昼時に停まっています。それで、この滞在施設の駐車場と一般の方が利用される駐車場、これは分けするのでしょうか。その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（横関一雄）嶋井産業課参事。

○産業課参事（嶋井康夫）一般利用の部分と、宿泊棟利用者専用駐車場というような形で分けようと思っております。

○議長（横関一雄）他にありませんか。2番・木村議員。

○2番（木村章生）2番・木村。

単純にちょっと質問だったんですけども、これは予約制だと思うんですよ。Afterコロナ期になってからは。それで予約を取るのはいいんですけども、キャンセルのことは全然見えてきていないん

ですけれど、それは、この中には入れなくても大丈夫なものなんでしょうか。

○議長（横関一雄）嶋井産業課参事。

○産業課参事（嶋井康夫）キャンセルの方に関しては、一般の宿泊施設と同じような形で何日前から幾らというような形で出てくると思います。まだその分は、この条例ではなくて、そのあとの規則とか仕様書の中で決めていきたいと思っています。

○議長（横関一雄）よろしいですか。他にありませんか。1番・磨議員。

○1番（磨 直之）1番・磨。

細かい質問で恐縮なんですけれども、5ページの使用料の中の暖房料が1500円とあるんですけれども、暖房設備ってどんなものでしたか。

○議長（横関一雄）嶋井産業課参事。

○産業課参事（嶋井康夫）暖房の方は中にパネルヒーターと、あとエアコンを設置してございます。

○議長（横関一雄）1番・磨議員。

○1番（磨 直之）これが例えば灯油とかなら、暖房料だけで分かるんですけれども、最近でいうと結構北海道でも夏場はエアコンをつけられる方がすごく多くなってきていて、また、新築だとエアコンも設置される方が多くなってきていると伺っているんですけれども、そうすると夏場のエアコンの使用も多くなるのかなと思っていて、冬場の暖房料だけではなくて、やはり、夏場のおそらく1番稼働する時期であるところの料金も含めたほうが良いのではないかと思うんですけれども、その辺りはどういうお考えなんでしょうか。

○議長（横関一雄）嶋井産業課参事。

○産業課参事（嶋井康夫）現段階では、冬場の暖房ということでのみ考えておりました。

パネルヒーターが3台とエアコン1台という形ですので、パネルヒーターの方が電気を食うというようなことなので、やはり冬の方に比重をかけているということでございます。

今おっしゃられたことも、やはり関係してくるのかなと思いますので、今後検討していきたいと思えます。

○議長（横関一雄）よろしいですか。他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第7『仁木町多目的滞在施設設置条例の制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第7号『仁木町多目的滞在施設設置条例の制定について』は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 4時16分

再 開 午後 4時30分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

お諮りします。本日の会議時間は審議の都合によってあらかじめ1時間延長し、午後6時までとしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本日の会議時間は1時間延長し、午後6時までとすることに決定しました。

日程第16 議案第8号

仁木町手数料条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第16、議案第8号『仁木町手数料条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第8号でございます。仁木町手数料条例の一部を改正する条例制定について。仁木町手数料条例（平成12年仁木町条例第17号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和2年12月22日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、和田住民課長の方よりご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）和田住民課長。

○住民課長（和田秀文）それでは議案第8号、仁木町手数料条例の一部を改正する条例制定について、ご説明いたします。

今回の改正は、番号利用法において通知カードが廃止されたことに伴いまして、手数料条例の通知カード再交付手数料について削除を行うものであります。

それでは改め文の朗読を省略し、新旧対照表によりご説明いたします。新旧対照表をご覧ください。右側が現行で、左側が改正後になります。右側の別表、区分の住民基本台帳、手数料の名称、「番号利用法第7条第1項に規定する通知カード再交付手数料」につきまして削除する改正であります。附則としましては、この条例は公布の日から施行するものであります。説明は以上です。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第8号『仁木町手数料条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第8号『仁木町手数料条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第9号

仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第17、議案第9号『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第9号でございます。仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について。仁木町国民健康保険税条例（昭和33年仁木町条例第8号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和2年12月22日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、渡辺ほけん課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）渡辺ほけん課長。

○ほけん課長（渡辺吉洋）議案第9号、仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、ご説明いたします。

はじめに、改正の背景についてご説明いたします。地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年9月4日に公布されました。このことに伴い、仁木町国民健康保険税条例につきましても、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容について申し上げます。国民健康保険税の減額に係る所得の基準について、7割軽減、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る基礎控除額相当分の基準額を、33万円から43万円に引き上げる等の改正を行い、低所得者に係る保険税軽減の拡充を行うものでございます。なお、本件につきましては、本年11月19日開催の令和2年度第2回仁木町国民健康保険税審議会に諮問し、適当と認める答申をいただいております。

議案の改め文の朗読を省略させていただきまして、参考資料として添付しております新旧対照表の1ページをお開き願います。表の右側が現行、左側が改正案でございます。なお、下線を付している部分が改正箇所でございます。第23条につきましては、国民健康保険税の減額の規定でございます。第1号につきましては、均等割と平等割の7割軽減の対象となる世帯の所得の基準額を、現行33万円から43万円に引き上げるというものでございます。また、納税義務者並びに、その世帯に属する国民健康保険被保険者及び特定同一世帯所属者のうち、給与所得を有する者の数及び公的年金等に係る所得を有する者数の合計数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額とするという改正でございます。次に、同条第2号につきましては、5割軽減の対象となる世帯の所得の基準額について、第1号と同様に改正するものでございます。第3号につきましては、2割軽減の対象となる世帯の所得の基準額について、第1号と同様に改正するものでございます。

2ページをお開き願います。附則、第2項につきましては、公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例の規定で、軽減判定所得基準の見直しに合わせ、規定を整備するものでございます。附則第1項は施行期日の定めであり、この条例は令和3年1月1日から施行するというものであります。第2項は適用区分の定めであり、改正後の仁木町国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるというものでございます。

次に、今回の世帯の所得基準額を現行33万円から43万円に引き上げることによる影響額についてご説明いたします。影響額につきましては、令和2年12月2日現在の国保加入世帯を対象に、令和元年の所得及び固定資産税により試算しております。医療分と後期支援分につきましては、5割軽減世帯から7割軽減世帯へは14世帯移動し254世帯に、2割軽減世帯から5割軽減世帯へは12世帯移動し80世帯に、軽減対象外から2割軽減世帯へは10世帯移動し59世帯になります。介護分につきましては、5割軽減世帯から7割軽減世帯へは5世帯移動し83世帯に、2割軽減世帯から5割軽減世帯へは4世帯移動し33世帯に、軽減対象外から2割軽減世帯へは3世帯移動し21世帯になります。医療分、後期分及び介護分を合わせた軽減額は69万300円と試算しております。以上影響額につきましてご説明しましたが、あくまでも令和元年の所得及び固定資産税を基にした試算でありますことをご理解お願いいたします。

最後に、本町国保の状況を申し上げますと、12月2日現在での国保加入世帯、650世帯中、条例改正後の7割、5割、2割軽減世帯数の合計は393世帯となり、全体の60.5%を占めております。また7割軽減世帯だけでも全体の39.1%を占めている状況でございます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第9号『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第9号『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第10号

仁木町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第18、議案第10号『仁木町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、議案第10号でございます。仁木町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について。仁木町後期高齢者医療に関する条例（平成20年仁木町条例第20号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和2年12月22日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、渡辺ほけん課長からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）渡辺ほけん課長。

○ほけん課長（渡辺吉洋）議案第10号、仁木町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について、ご説明いたします。

はじめに改正の背景についてご説明いたします。令和2年度税制改正に伴い、地方税法が改正されました。このことに伴い、仁木町後期高齢者医療に関する条例につきましても、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容について申し上げます。延滞金の特例の割合において、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改める文言の改正でございます。

議案の改め文の朗読を省略させていただきまして、参考資料として添付しております新旧対照表の1ページをお開き願います。表の右側が現行、左側が改正案となっております。なお下線を付している部分が改正箇所でございます。附則、延滞金の特例の割合、第2条中、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改めるものでございます。他、文言の整理でございます。附則第1項は施行期日の定めであり、令和3年1月1日から施行するというものでございます。また、第2項は経過措置の定めであり、附則第2条の規定は、令和3年1月1日以降の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金につきましては従前の例によるというものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第10号『仁木町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第10号『仁木町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第11号

仁木町観光農園等管理施設設置条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第19、議案第11号『仁木町観光農園等管理施設設置条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第11号でございます。仁木町観光農園等管理施設設置条例の一部を改正する条例制定について。仁木町観光農園等管理施設設置条例（平成17年仁木町条例第30号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和2年12月22日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、嶋井産業課参事よりご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）嶋井産業課参事。

○産業課参事（嶋井康夫）それでは議案第11号、仁木町観光農園等管理施設設置条例の一部を改正する条例制定について、ご説明申し上げます。今回の条例改正につきましては、現在建設中の仁木町多目的滞在施設が、仁木町観光農園等管理施設設置条例で定める屋外広場の位置に該当する場所に建つため、先ほどご可決いただきました仁木町多目的滞在施設設置条例の制定に合わせ、そちらの方に一部管理を持っていく、それでこちらの条例からは削除することとし、今回の所要の改正を行うものでございます。

改め文の朗読を省略し、新旧対照表で説明いたします。新旧対照表1ページをご覧ください。右側が現行の条例でありまして、左側が改正後となっております。アンダーラインを付してある箇所が改正箇所であります。改正前の第2条から「25番地1」を削り、改正後のとおり、仁木町北町8丁目17番地とするものでございます。別表第1中の、使用単位を漢数字から算用数字に変更するとともに、観光管理センター屋外東屋、屋外広場、屋外駐車場の部分を仁木町多目的滞在施設設置条例に移すことにより、本条例から削除するものでございます。

続きまして2ページをご覧ください。別表第1中の数字は先ほどと同じでございます。漢数字を算用数字に変更するというものでございます。附則につきましては、施行期日の定めでありまして規則で定めた日から施行するというものでございます。説明は以上で終わらせていただきます。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第11号『仁木町観光農園等管理施設設置条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第11号『仁木町観光農園等管理施設設置条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第20 諮問第2号

人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（横関一雄）日程第20、諮問第2号『人権擁護委員候補者の推薦について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）諮問第2号でございます。人権擁護委員候補者の推薦について。人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第3条の規定により、本町の区域に置かれている人権擁護委員 加藤美佐子は、令和3年3月31日にその任期を満了するので、同法第6条第3項の規定に基づき、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。令和2年12月22日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、余市郡仁木町大江2丁目978番地、加藤美佐子、昭和22年8月5日生まれでございます。

只今議案を朗読させていただきましたとおり、人権擁護委員を務められております、加藤美佐子氏が、令和3年3月31日をもって任期満了となることから、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、同人を再任候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。加藤美沙子氏は昭和22年8月5日、伊達市生まれで、満73歳でございます。住所は仁木町大江2丁目978番地で、昭和46年3月に北海道教育大学函館分校をご卒業しております。昭和46年4月から京極町立北丘小学校を初めとして、喜茂別町立喜茂別小学校、寿都町立美谷小学校、仁木町立大江小学校、俱知安町立俱知安小学校で教諭として勤務、平成8年4月から京極町立南京極小学校、俱知安町立東小学校で教頭として勤務した後、平成12年4月からは黒松内町立黒松内小学校、喜茂別町立喜茂別小学校で校長として勤務され、平成20年3月に定年退職をされております。教員としては37年間勤務しております。定年後は、仁木町大江に住居を構え、平成20年4月から若鮎太鼓郷土芸能保存会事務局、平成20年11月から仁木町社会教育委員、平成26年11月から仁木町社会教育委員長、平成21年11月から平成27年3月まで仁木みらい塾事務局、平成21年5月から平成25年3月まで大江老人クラブ桃の会事務局、平成25年4月から平成26年3月まで大江老人クラブ桃の会会長等を歴任し、平成24年1月から現在まで人権擁護委員を3期務められております。人権擁護委員は、地域社会において人権相談、人権啓発、人権救済など、人権擁護活動に積極的に従事することが求められることから、地域社会において信頼されるに足りる人格識見や中立・公正さを兼ね備えていることのほか、社会貢献の精神に基づいて熱意をもって積極的かつ活発な人権擁護委員活動ができる方が望ましく、私としましては、再度、加藤美沙子氏を推薦いたしたく、議会のご意見を賜りたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 4時53分

再 開 午後 4時56分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は9名です。

これから、諮問第2号『人権擁護委員候補者の推薦について』の質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、諮問第2号『人権擁護委員候補者の推薦について』を採決します。

この採決は起立によって行います。本件について、候補者は適任であるとして答申することに賛成の方はご起立願います。

〔場内、全員起立〕

○議長（横関一雄）全員起立です。

したがって、諮問第2号『人権擁護委員候補者の推薦について』は、適任であるとして答申することに決定しました。

日程第21 意見案第11号

軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書

○議長（横関一雄）日程第21、意見案第11号『軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。5番・嶋田議員。

○5番（嶋田 茂）提出意見書について説明いたします。

別冊議案書の20ページです。意見案第11号、軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書。上記意見案を別紙のとおり提出する。令和2年12月22日提出。提出者は私、嶋田茂。賛成者は、木村章生議員です。

意見書の内容につきましては、21ページに記載のとおりです。提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣です。ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

嶋田議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第11号『軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第11号『軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第22 意見案第12号

新たな過疎対策法の制定に関する意見書

○議長（横関一雄）日程第22、意見案第12号『新たな過疎対策法の制定に関する意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。7番・上村議員。

○7番（上村智恵子）提出意見書について説明いたします。

別冊議案書の22ページです。意見案第12号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書。上記意見案を別紙のとおり提出する。令和2年12月22日提出。提出者は私、上村智恵子。賛成者は、野崎明廣議員です。

意見書の内容につきましては、23ページに記載のとおりです。提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣です。ご可決くださいますよう、よろしくお願いたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

上村議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第12号『新たな過疎対策法の制定に関する意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第12号『新たな過疎対策法の制定に関する意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第23 委員会の閉会中の継続審査

○議長（横関一雄）日程第23『委員会の閉会中の継続審査』の件を議題とします。

野崎議会運営委員会委員長、野崎議会広報編集特別委員会委員長より、各委員会に関する事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第24 委員会の閉会中の所管事務調査

○議長（横関一雄）日程第24『委員会の閉会中の所管事務調査』の件を議題とします。

嶋田総務経済常任委員会委員長から、所管事務事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。嶋田総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、嶋田総務経済常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 5時03分

再 開 午後 5時04分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き会議を開きます。只今の出席議員は9名です。

佐藤町長から発言の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）横関議長のお取り計らいにより、発言の機会を賜り誠にありがとうございます。

令和2年第4回仁木町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には本定例会に提案いたしました案件につきまして、ご可決を賜り御礼を申し上げます。また議案審議の中で、あるいは一般質問におきまして議員の皆さまから賜りました多くのご意見、ご指摘等を踏まえ、今後の町政運営に誠心誠意取り組んでまいります。

さて、今年も残すところあと僅かとなりました。今年を振り返りますと、コロナ禍の1年でありましたが、忍耐の1年であったと感じます。当たり前のことが当たり前に出来ないもどかしさを感じつつ日常を過ごしてきましたが、一方で、今までさほど感じる事がなかった、当たり前の日常の大切さを国民は改めて認識しているのはなかりかと考えます。子どもたちも学校へ行くことができる喜びを感じ、外出自粛やテレワークにより家族と一緒にいる時間が増え、家族の大切さを実感している方や、外食・娯楽・旅行の機会が失われ、心のゆとりさの必要性を改めて感じる人々もいるのではないかと想像いたします。我々は、失敗や困難から学び得ることの方が多く、災害でライフラインが断たれて初めてライフラインの重要性や、地域力の必要性について考え向き合うようになります。このコロナで私たちの生活様式も今後変化していくものと予想しますが、人と接する機会が奪われていく時代に入ることにより、今こそ分断ではなく、人とのつながりである連帯のできる社会構築が求められていくものと受け止めております。先般議員の皆さま方にもご審議いただきました。新たに策定しております、第6期総合計画の各基本目標に掲げております枕詞として、「町民」という言葉から始まる意図には、「町民の、町民による、町民のためのまちづくり」がこれからの新たな時代を築く上で改めて重要なものであるという認識の下、未来の子どもたちのために、失われつつある地域の共生と調和を醸成していくことが持続可能なまちづくりにつながるものと考えている次第であります。いつの時代を経ても、互いに助け合い、支え合い、励まし合うといった、人とのつながりを決して失うことなく守っていくことが、町の原点であるということを根底に置き、今後のまちづくりに活かしてまいります。

最後になりますが、年の瀬も押し迫り、何かと心せわしい時期となりますが、議員各位にはくれぐれも

健康管理にご自愛くださいますようお願い申し上げますとともに、今年1年間、町政発展のために様々なご理解、ご協力を賜りましたことを、改めて感謝申し上げます、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（横関一雄）お諮りします。

本定例会の会議に付された事件はすべて終了いたしました。

したがって、仁木町議会会議規則第6条の規定により、閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。令和2年第4回仁木町議会定例会を閉会いたします。

ご審議、大変お疲れ様でした。

閉 会 午後 5時08分

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和2年第4回仁木町議会定例会議決結果表

会 期 令和2年12月22日～12月22日（1日間）

（開会～午前9時30分／閉会～午後5時08分）

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
報告第1号	令和元年度各会計決算特別委員会審査報告書	R2.12.22	報 告
報告第2号	議会活性化特別委員会調査報告書（中間報告）	R2.12.22	報 告
議案第1号	報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	R2.12.22	原案可決
議案第2号	令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第5号）	R2.12.22	原案可決
議案第3号	令和2年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	R2.12.22	原案可決
議案第4号	令和2年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	R2.12.22	原案可決
議案第5号	令和2年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	R2.12.22	原案可決
議案第6号	仁木町議会議員及び仁木町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について	R2.12.22	原案可決
議案第7号	仁木町多目的滞在施設設置条例の制定について	R2.12.22	原案可決
議案第8号	仁木町手数料条例の一部を改正する条例制定について	R2.12.22	原案可決
議案第9号	仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	R2.12.22	原案可決
議案第10号	仁木町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について	R2.12.22	原案可決
議案第11号	仁木町観光農園等管理施設設置条例の一部を改正する条例制定について	R2.12.22	原案可決
諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について	R2.12.22	適任答申
意見案第11号	軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書	R2.12.22	原案可決
意見案第12号	新たな過疎対策法の制定に関する意見書	R2.12.22	原案可決